

はじめに

子育てに関する制度は、全国一律のものから本市独自のものまで様々な種類があり、制度改正等により内容も度々更新されております。

このハンドブックは、本市の子育てに関する制度や情報、相談窓口を、皆さまにできるだけわかりやすくご紹介するために作成いたしました。多くの皆さまにご覧いただき、子どもの健やかな育ちと子育ての一助となれば幸いです。

子どもは社会の希望であり、まちの未来をつくる存在です。子どもたちの笑顔きらめくまちづくりを目指し、本市はこれからも子育てしやすい環境整備に取り組んでまいります。

最後に、本誌の作成にあたりましては、広告主の皆さまの広告料を活用させていただくことにより、本市の費用負担なしで発行しております。

ご協力いただきました皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

広 告

淡路島での家づくりは、ぜひ地元愛溢れる私たちにお任せください。



私たちアイフルホーム洲本店は「よりよい家を、より多くの人に、より合理的に」というアイフルホームの理念のもと地元に着き、幅広いお客様に共感を得られるよう社員一丸で励み、豊かな自然に囲まれた生活を求めてUターン・Iターンをされるお客様にも信頼されております

アイフルホーム 洲本店

スリーエムホーム兵庫株式会社

〒656-0101 洲本市納218番地1 【水曜定休】

TEL 0799-24-0558 FAX 0799-24-0698



モデルハウス見学
ご相談予約

Instagram



INDEX

- 1 はじめに
- 4 庁舎案内
- 8 洲本市子育てMAP
- 10 洲本市の公園情報
- 12 子育て応援カレンダー

14 妊娠がわかったら

- 14 母子健康手帳交付と妊婦相談
- 15 洲本市出産子育て応援ギフト
- 15 妊婦健康診査費の助成
- 16 新生児聴覚検査費の助成
- 16 こども家庭センター
- 16 産前・産後サポート「ままくらぶ」
- 17 子育て応援タクシー利用料金助成
- 17 お役立ちガイド

18 赤ちゃんが生まれたら

- 18 出産届を出しましょう
- 19 子育てをむかえて
- 21 ハイリスク妊産婦健康診査等
通院交通費の助成
- 21 子ども・子育て支援新制度

- 22 保育所(園)・認定こども園等
- 24 幼稚園
- 25 子育て支援保育料助成事業
- 25 病後児保育事業

26 2か月～就学前

- 26 子どもの健診・相談
- 26 予防接種

28 小学校入学にむけて

- 28 小・中学校の入学手続き
- 28 校区外就学について
- 28 区域外就学について
- 28 就学援助

29 遊び場・仲間づくりの場

- 29 洲本図書館・五色図書館
- 30 洲本市子育て学習センター・
五色すこやか子育てセンター
- 31 児童センター・児童館
- 32 まちの子育てひろば
- 33 子育て仲間
- 34 放課後児童クラブ
- 35 放課後子ども教室

36 手当や諸制度について

- 36 児童手当
- 37 おむつ用ゴミ袋
- 37 乳幼児等医療費助成
- 38 こども医療費助成
- 39 洲本市不妊治療ペア検査助成事業
- 39 不育症治療費助成事業
- 40 未熟児養育医療費助成
- 42 出産祝金
- 42 出産育児一時金の支給
- 43 児童扶養手当
- 44 母子家庭等医療費助成
- 46 母子家庭等自立支援教育訓練給付金
- 46 母子家庭等高等職業訓練促進費
- 46 母子父子寡婦福祉資金貸付制度
- 46 障害者手帳(療育手帳等)
- 48 重度障害者医療費助成
- 49 特別児童扶養手当
- 50 自立支援医療費の支給
- 51 各種福祉施策について
- 53 小児慢性特定疾病医療費助成制度
- 54 産前産後期間の国民健康保険税・
国民年金保険料免除
- 55 <乳幼児・こども・母子家庭等・重度障
害者医療費>あとで医療費が支給され
るとき

56 相談したいとき

58 子育て応援

- 58 ひょうご子育て応援の店

59 具合が悪いとき

- 59 こどもの急病チェックシート
(発熱、咳が出る、嘔吐、けいれん、腹痛、
耳痛)
- 62 休日・夜間の小児救急診療
- 63 子どもの安全を守るため



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

広 告

洲本金融連盟

淡路信用金庫 淡陽信用組合 徳島大正銀行
三井住友銀行 みなと銀行 兵庫県信用保証協会
淡路支所

広 告

兵庫トヨタ自動車株式会社 洲本店

小さいのちを守り これからも安心をお届けします!

〒656-0101 洲本市納175-1

私たちは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

兵庫トヨタ自動車 洲本 検索

定休日 毎週火曜、第2・第3水曜

TEL 0799-22-6621



庁舎案内

市役所本庁舎・健康福祉館(みなと元気館)



市役所本庁舎

〒656-8686
洲本市本町3丁目4番10号
TEL 0799-22-3321

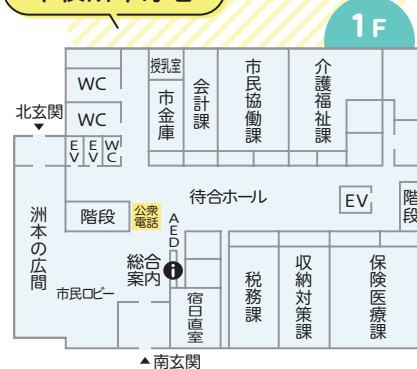
健康福祉館(みなと元気館)

〒656-0027
洲本市港2番26号
TEL 0799-22-3337

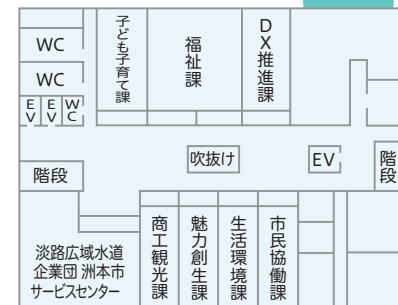
開庁時間

月曜日から金曜日
8時30分～17時15分
(祝日・休日・年末年始を除く)

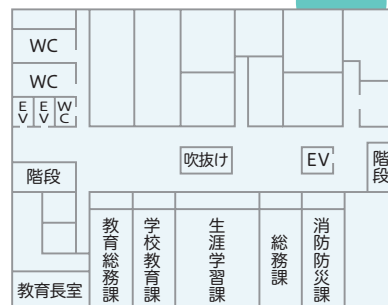
市役所本庁舎



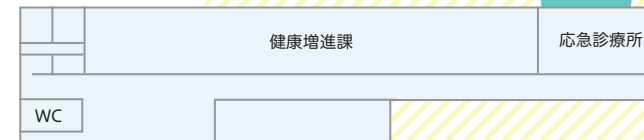
2F



4F



健康福祉館



今日も楽しい おつきあい

淡路信用金庫

本店 洲本市宇山3丁目5番25号
TEL 0799-22-1020

本店営業部 TEL 0799(24)1020
本町支店 TEL 0799(22)2000
物部支店 TEL 0799(22)2678
由良支店 TEL 0799(27)1161
都志支店 TEL 0799(33)0271

制服の店

幼稚園・小学校・中学校・高等学校
制服・体操服 納入・指定・販売店
ワーキングウェア

ヨシノギ

本町商店街 洲本市本町7丁目3-12
TEL 0799-22-2658

淡路島の不動産

island-estate.net
兵庫県宅地建物取引業会 会員
兵庫県知事(3)800263号

株式会社 アイランドエステート

〒656-0111 洲本市鮎屋651-3
TEL 0799-24-1950
FAX 0799-22-7256

宝扇商事 株式会社

ENEOS 石油製品販売・LPガス販売
車検・中古車販売 ボディコーティング

地域No.1生活基盤
ソリューション企業を目指して

ENEOS(株)特約店

【本社】徳島市末広1丁目5-55 初回限定 クーポンプレゼント
☎(088) 654-7111
【DD洲本インター店】車検認証工場
洲本市納横竹313-2
☎(0799) 22-8923

長次設計

ながつぎ 一級建築士事務所

〒656-0021 洲本市塩屋1-1-17
アルチザンスクエアD22

TEL 0799-22-1976
FAX 0799-26-0367

庁舎案内

○ 市役所五色庁舎

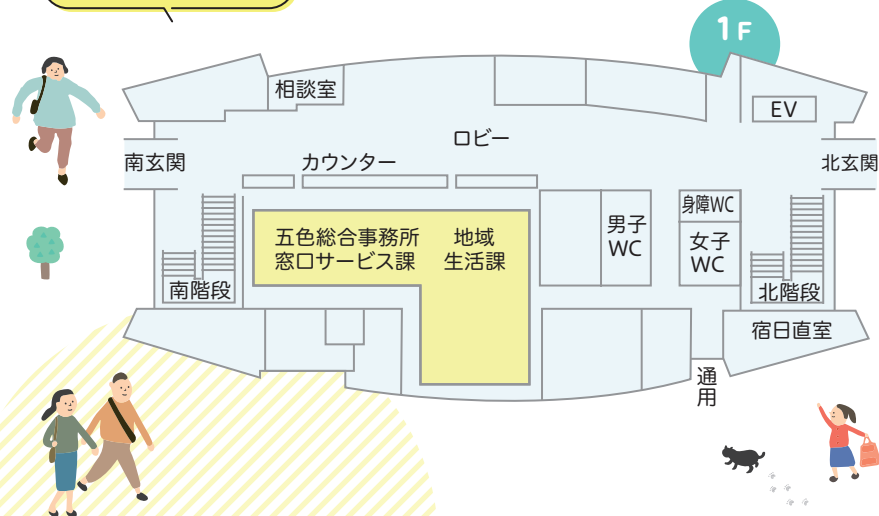


〒656-1395
洲本市五色町都志203番地
TEL 0799-33-0160

開庁時間

月曜日から金曜日
8時30分～17時15分
(祝日・休日・年末年始を除く)

市役所五色庁舎



赤ちゃん家庭の防災

非常用持出袋を用意しておきましょう！

避難する際には赤ちゃんを抱いて避難しなければなりません。実際に赤ちゃんを抱えて持てる量なのか、しっかり確認しておきましょう。

お母さん・赤ちゃん用必要グッズ

- | | | | |
|--|---|---|--|
| ☐ 母子健康手帳・
子ども医療証・
診察券 | ☐ 紙おむつ・お尻ふき
(お尻ふきは身体も拭ける) | ☐ 授乳関連グッズ:
授乳用ケープ・ミルク・哺乳瓶・調乳用の水
(日頃の授乳方法にあわせて準備) | ☐ 離乳食 |
| ☐ 生理用品 | ☐ ガーゼ・ハンカチ | ☐ 帽子
(頭を守るもの) | ☐ 着替え
(肌着・長袖・
長ズボン・防寒着) |
| ☐ 靴
(子どもには靴を
はかせるように) | ☐ 使い慣れたおもちゃ | ☐ 抱っこ紐 | ☐ 普段
使って
いる薬 |

広告

淡路の土地・家 お探しの方へ

経験と実績の洲本・渡辺建設に

お任せ下さい。

お気軽にお問い合わせ下さい。
TEL.0799-26-0657 担当/定本

株式会社 渡辺建設

洲本事務所／兵庫県洲本市上内膳232番地5 TEL.0799-26-0657
本社／徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池32番地1 TEL.088-698-3313

洲本市子育て
MAP



廣告



株式会社 淡路第一商事

☎ 0799-24-6278

洲本市栄町3丁目2-25

兵庫県知事(12)第800054号



☎ 洲本市の市外局番は **0799** です

洲本市 子育てハンドブック

洲本市の 公園情報



市民広場

まるで宇宙から降ってきたようなユニークなモニュメントと、杜にたたずむドラゴンクエスト記念碑が、冒険心をくすぐります。芝生を駆け回る子、木陰で休む子、隣接の図書館を訪問する子、それぞれの個性に合った過ごし方ができる都市公園です。

P 無 WC 無



塩屋緑地公園

2023年設置の新遊具「エルシ」は、イモムシのような形状をした全長5.5mのスイング遊具。遊び方に制限はなく、子ども達自身でルールを作りながら大人気で遊ぶことができます。他にも、複合遊具やスプリング遊具があります。

P 無 WC 有



S BRICK

室内のキッズスペースや、レストランがある複合施設です。「雨でも遊べる施設が貴重なのでうれしい」というお母さんの声も多数。ピアノや小型のブランコなどもあります。定休日は火曜なので要注意。

P 有 WC 有



大浜公園

約750mの美しい海と砂浜で、淡路島ならではの自然体験をおもいきり楽しめます。遊歩道や黒松の木陰があって散歩しやすく、また、波打ち際でたったり遊べば、その日はぐっすりお昼寝しちゃうかも。

P 有 WC 有



曲田山公園

ゆるやかな丘になった芝生の上に、複合遊具や展望台があり、春には山の斜面がピンク色に染まる桜の名所です。駐車場がないのが難点ですが、その分、穴場的に遊べるかもしれません。

P 無 WC 有



三熊山公園

山頂の洲本城跡を目指して、お弁当を持って山登りに挑戦すれば、タイムスリップ型冒険体験。木の根が這う石垣や、夕暮れ時の眺望など、子どもと一緒に何度行っても新しい発見ができる、洲本市のシンボルです。

P 有 WC 有



生石公園

100年以上前の要塞は、まるでアニメかゲームの世界に迷い込んだ感覚。木々のトンネルやたくさんの昆虫に出会いながら、木道をトントンと歩けば、紀淡海峡から太平洋までを一望できる展望台にたどり着きます。物語が生まれる自然の中の公園です。

P 有 WC 有



高田屋嘉兵衛公園 ウェルネスパーク五色

滑り台やアスレチック遊具、広々とした芝生広場などでのびのびと自由に遊べる公園です。また、レストランや温泉、体験工房、資料館、宿泊施設などを併設しており、十分な広さの駐車場も完備しているので、長時間過ごすのにぴったりな公園です。

P 有 WC 有



住吉公園

芝生広場と屋根付きベンチがあり、隣には海と砂浜が広がっています。「何もない」などとあなどるなかれ。水平線に浮かぶ船を探したり、沈む夕日を眺めたり、海岸の生き物を観察したり、のんびり落ち着いた時間を過ごすのも、大切な時間です。

P 無 WC 有



夕日が丘公園

舟だんじりの実物大模型と、巨大キノコ型の石造りのモニュメントが堂々と出迎えてくれます。その不思議な存在感にひととき圧倒されたあと、眼下に広がる素晴らしい眺望に気付くはず。夕暮れ時には、海に沈む美しい夕日も見られます。

P 有 WC 有

広告

お香づくりごっこ

◆自分だけのオリジナル「インセンス」や「匂い袋」「香りキャンドル」を楽しく制作いただけます。

300円のお買い得価格
お香づくり体験教室 (約60分)

料金: お一人様1,000円(税込)
時間: 10時~16時(年末・年始を除く)

0799-85-1301
大塚 薫寿堂 (受付時間) 8時~17時
〒656-1521 兵庫県淡路市多賀1255-1



赤ちゃんとお出かけ 持ち物リスト

- ☐ オムツポーチ(紙おむつ・おしり拭き)
- ☐ 着替え(必要に応じてスタイも)
- ☐ ミルクセット(哺乳びん・粉ミルク・お湯など)
- ☐ 子ども用のごはん(離乳食・おやつなど)
- ☐ 授乳ケープ
- ☐ ビニール袋
- ☐ タオル
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ お気に入りのおもちゃ
- ☐ 母子健康手帳

子育て応援カレンダー																							
出産計画		妊娠中		誕生～2か月		3～4か月		5～7か月		8～11か月		1～2歳		3～5歳		小学1～3年		小学4～6年		中学生		高校生	
届出など		母子健康手帳 P14		出生届 P18		出生連絡票 P18		産前産後期間の国民健康保険税・国民年金保険料免除 P54															
健診・訪問		妊婦相談 P14		新生児訪問 P19		4か月児健康診査 P26		7か月児相談 P26		10か月児相談 P26		1歳6か月児健康診査 P26		3歳児健康診査 P26									
		歯科相談 P14		こんにちは赤ちゃん訪問 P19																			
予防接種						乳幼児すくすく子育て相談 P19																	
就園・就学						予防接種 P26																	
在宅支援						保育所(園)・認定こども園 P22								放課後児童クラブ P34									
																就学援助 P28							
発達・障害						保育所(園)・認定こども園一時預かり P23								幼稚園 P24		放課後子ども教室 P35							
						児童サポートセンター「わたぼうし」 P56												洲本市立青少年センター P57		教育支援教室「びゅーぱる」 P57			
						兵庫県立こども発達支援センター P56																	
						ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」 P56																	



妊娠がわかったら

母子健康手帳交付と妊婦相談

問 健康増進課 ☎22-3337

母子健康手帳は、妊娠から出産にわたっての母子の様々な記録や予防接種歴を残していく大切な手帳です。きちんと記録することで、かけがえのない思い出にもなります。安全なマタニティライフを過ごせるよう、また出産・育児の不安を和らげるため、妊婦相談を実施しています。どんなことでもお気軽にご相談ください。

日程・場所

第1～4水曜日 13時30分～14時30分 健康福祉館(みなと元気館)
事前申請が可能です。



内容

母子健康手帳の交付、妊婦相談・妊婦健康診査費助成券の交付・妊婦歯科相談のご案内、出生連絡票(新生児訪問)のお知らせ、出産応援ギフトのご案内
こんにちは赤ちゃん事業のお知らせ

お渡しするもの

- 母子健康手帳
- 妊婦健康診査費助成券
- 新生児聴覚検査費助成券
- 産婦健康診査費助成券
- 母子健康手帳副読本等
- ママと赤ちゃんのためのガイドブック各種
- マタニティマークキーホルダーとステッカー



マタニティマーク

必要なもの

- 妊娠届出書(医療機関で発行されたもの)
- マイナンバーカード又は通知カード及び本人確認書類
- 銀行口座確認書類(通帳またはカード)

※代理の方が来られる場合[身分証明できるもの]

広 告



出産・育児への「想い」に寄り添う

各種クラスやイベント情報チェック!!

さくら助産院 ☎0799-62-5030

淡路市志筑新島6-9

ホームページ



洲本市出産子育て応援ギフト

問 健康増進課 ☎22-3337

洲本市では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、面談等を通じて身近で相談に応じるとともに、出産・子育てを応援するため、妊娠届出時及び出産後4か月頃までに行う面談実施後に給付金を支給します。

出産応援ギフト

妊娠届出後に面談を受けた妊婦の方に5万円を給付します

子育て応援ギフト

出生した子どもを養育する方(原則として面談を受けた子どもの母)に、出生届出後の面談後に、子ども1人当たり5万円を給付します。

妊婦健康診査費の助成

問 健康増進課 ☎22-3337

妊婦の皆様がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えていただくために、妊婦健康診査費助成事業を行っています。妊婦健診は、母体や胎児の健康確保を図るうえでとても重要で、必要な回数が14回程度が望ましいとされています。決められた時期に必ず受診しましょう。

助成対象者

洲本市に住所を有する妊婦

助成内容

妊婦健診(保険外・自費診療)の受診に係る費用に対し、健診回数14回、助成額98,000円を限度とします。(保険外・自費診療であっても、文書料や治療費、薬剤費、入院中の費用等の妊婦健診に係らない費用は含みません)

健診内容

- 定期検査(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重)
- 血液検査(血算、血糖/クラミジア抗原検査等)
- 妊娠初期検査(血液検査、子宮頸がん検診等)
- 超音波検査
- B群溶血性レンサ球菌
- NST
- その他必要な検査

助成方法

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査費助成券を交付します。
助成券を病院に提出することで妊婦健診にかかる費用の助成を受けることができます。
(助成券が使用できるのは県内の協力医療機関等での受診に限ります。)

申請書・請求書の提出先

健康福祉館(みなと元気館)

申請関係書類

母子健康手帳

里帰り等県外の産婦人科を受診する方

産後に償還払いにて助成します。(出産日より6か月以内)
詳しくは、健康増進課へお問い合わせください。

新生児聴覚検査費の助成

問 健康増進課 ☎22-3337

生まれつき耳の聞こえ(聴覚)に障害をもつ赤ちゃんを早期に発見し、適切な治療や支援ができるように、洲本市では出産される産婦人科等で行われる新生児聴覚検査の費用を助成します。

助成対象者 洲本市に住民票を有する保護者

助成内容

検査に係る費用

●AABR 上限5,000円 ●OAE 上限2,000円

助成方法

母子健康手帳交付時に新生児聴覚検査費助成券を交付します。

※転入者は、出産までに助成券の交付を受けてください。

申請書の提出先 健康福祉館(みなと元気館)

申請関係書類 ●母子健康手帳

里帰り等県外で産婦人科や協力医療機関外で検査を受ける方

産後に償還払いにて助成します(出産より6か月以内)。

※領収書に検査の記載がない場合は助成できません。

詳細は健康増進課へお問い合わせください。

こども家庭センター

問 こども家庭センター ☎22-1333

こども家庭センターは、妊娠前から妊娠期、子育て期にわたるまで、様々な悩みや不安等をもつ女性の気持ちに寄り添い、助産師等の専門職による相談ができる場所です。

日時 平日 8時30分～17時15分(祝日及び年末年始を除く)

場所 子ども子育て課

費用 無料

メールアドレス

boshikenkou@city.sumoto.lg.jp(専用)

※メールでのご相談の場合、返信は平日8時30分～17時15分になります。

産前・産後サポート『ままくらぶ』

問 健康増進課(母子保健係) ☎22-3337

地域の身近な場所で、妊産婦等が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩みについて気兼ねなく相談できる場です。助産師等の専門職が小集団での仲間作りや個別相談に応じます。

対象 市内に住所を有する妊婦及び産婦(出産後1年以内の方)

場所 S BRICK・五色すこやか子育てセンター・総合福祉会館(やまて会館)

費用 無料

※日時等の詳細は母子手帳アプリやホームページにて

子育て応援タクシー利用料金助成

問 子ども子育て課 ☎22-1333

妊娠中の方や子どもが1歳になるまでの期間を通して、タクシーにより外出する際の交通費の一部を助成するため、助成券(なのはチケット)を交付します。

対象者

●洲本市内に住所を有する、次のいずれかに該当する方

- 母子健康手帳の交付を受けた妊婦
- 保護者(1歳未満の乳児と同居し、監護している母(または父等))

申請窓口

- 子ども子育て課(本庁舎)
 - 窓口サービス課(五色庁舎) ●由良支所
- ※フリーチケットは医療機関受診や普段の外出など、用途を指定せず自由にお使いいただけます。1回の乗車につき、6,000円を上限として、妊婦または乳児と保護者が一緒に乗車する際に使用できます。

有効期限

- 妊婦に交付する場合…出産予定日から1年を経過した日の属する月末
- 保護者に交付する場合…乳児が満1歳に達する日の属する月末

お役立ちガイド

Q 妊娠期の健診費用の助成はありますか？

A 「妊婦健康診査費(P15)」の助成があります。詳細は、健康増進課へお問い合わせください。

Q 出産したときの補助金がありますか？

A お子さんを出産された方は、「出産祝金(P42)」があります。詳細は、子ども子育て課へお問い合わせください。

Q 出産費用は税金の控除対象になりますか？

A 「医療費控除」がありますが、出産育児一時金等の補てん金や、高額療養費、健康保険制度から支給される治療費等を差し引く必要があります。税務課または税務署にお問い合わせください。

Q 保険から出産費用は出るのでしょうか？

A 「出産育児一時金制度(P42)」があります。健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。加入している健康保険等にお問い合わせください。洲本市国民健康保険の場合は、保険医療課へお問い合わせください。

Q 入院する時に必要な物は何ですか？

A 母子健康手帳交付の時にお渡ししました副読本に「ママの入院準備品リスト」が載っています。日にちに余裕をもって、準備しておきましょう。



赤ちゃんが生まれたら～ 出生届を出しましょう

問 市民協働課 市民係 ☎22-7926

生まれた日を含めて14日以内に、お父さんまたはお母さんが本籍地か住所地、または出生地の役所に届けてください。洲本市内の届出窓口は、市役所1階市民課(本庁舎)、窓口サービス課(五色庁舎)または由良支所です。

届出に必要なもの

● 出生届 ● 母子健康手帳 ● 国民健康保険証(加入者のみ)

※子どもの名に使える漢字は、常用漢字か人名用漢字です。

文字検索は「戸籍統一文字情報(法務省ホームページ)」をご覧ください。

※平日の夜間や休日も、市役所日宿直に届出をすることができます。

ただし、夜間休日は出生届の受付のみとなりますので、その他の申請は開庁時にお越しください。

申請が必要なもの	手続きの時期	届出先など
出生届	生まれた日を含めて14日以内	本籍地・住所地・出生地の役所
出生連絡票	出生後できるだけ早く	母子健康手帳別冊についている「出生連絡票」を郵送してください。
児童手当	生まれた日の翌日から15日以内	子ども子育て課→P 36参照
乳幼児等医療費助成	健康保険証交付後できるだけ早く	保険医療課医療係→P 37参照
おむつ用 ゴミ袋の支給	児童手当の申請時等 公務員の方は、出生後できるだけ早く	子ども子育て課(本庁舎)・窓口サービス課(五色庁舎)・由良支所→P 37参照
健康保険の加入	国民健康保険:生まれた日から14日以内 国民健康保険以外:勤務先等で確認	国民健康保険加入の場合:保険医療課 国保年金係(本庁舎)・窓口サービス課(五色庁舎)・由良支所 職場等の健康保険加入の場合:勤務先に確認
出産祝金	出生の日から1年以内	子ども子育て課へ→P 42参照
出産育児一時金	出生後できるだけ早く	国民健康保険加入の場合:保険医療課 国保年金係(本庁舎)・窓口サービス課(五色庁舎)・由良支所→P 42参照 職場等の健康保険加入の場合:勤務先に確認
子育て応援ギフト	出生した子どもを養育する方(原則として面談を受けた子どもの母)に、出生届出後の面談後に、子ども一人当たり5万円を給付	健康増進課→P 15参照

子育てをむかえて

楽しみにしていた赤ちゃんとのご対面も終わりました。いよいよ子育てのはじまりです。初めてのママやパパも、初めてじゃないママやパパも、気軽に相談してくださいね。

☘ 新生児訪問・家庭訪問・育児支援事業

★ 新生児訪問

問 健康増進課 ☎22-3337

母子健康手帳にある「出生連絡票」を健康増進課宛に投函してください。

産後28日以内に助産師・保健師が家庭訪問し、赤ちゃんやお母さんの体調をうかがい育児相談をお受けします。

★ 家庭訪問

問 健康増進課 ☎22-3337

育児について不安があるとき等ご自宅でゆくりと保健師等が相談をお受けします。

★ こんにちは赤ちゃん訪問

問 子ども子育て課 ☎22-1333

安心して子育てができるよう、ご希望に応じて、生後4か月までのお子様のいるご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報を直接お届けしながら、育児の不安や悩みなどをお聞きます。

☘ 乳幼児すくすく子育て相談(要予約)

問 健康増進課 ☎22-3337

育児のことを一人で抱え込まず、子どもさんにとっていい方法を一緒に考えませんか。

日時 第2金曜日 9時30分～10時30分
(予約制)

場所 健康福祉館(みなと元気館)

★ 育児支援家庭訪問事業

問 子ども子育て課 ☎22-1333

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対して、訪問支援者が訪問して、育児に関する指導や援助などを行います。

★ 子育て世帯訪問支援事業

問 子ども子育て課 ☎22-1333

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

対象 0歳児から6歳児(就学前)まで
内容 身体計測、育児・栄養相談
スタッフ 保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士・保育士
※詳細はお問い合わせください。

産婦健康診査費の助成

問 健康増進課 ☎22-3337

出産後間もない時期のお母さんのからだところの状態をみるために、洲本市では産婦健康診査にかかった費用を助成します。

助成対象者 洲本市に住民票を有する妊産婦

助成内容 産婦健康診査にかかる費用 上限5,000円(2回分)

助成方法 母子健康手帳交付時に産婦健康診査費助成券を交付します。
※転入者は、出産までに助成券の交付を受けてください。

申請書の提出先 健康増進課 健康福祉館(みなと元気館)

里帰り等県外の病院や協力医療機関外で健診を受ける方は、健診後に償還払いができます(出産より6か月以内)。※領収書がない場合は助成できません。

産後ケア事業

問 健康増進課(母子保健係) ☎22-3337

出産後に赤ちゃんのいる生活に慣れるために、経験豊富な助産師がお母さんをサポートしてくれます。育児に関する不安やお母さんの体調について、ゆっくり相談でき、しっかり休息することで産後の回復や安心して育児に臨めるようにサポートします。

対象 市内に住所を有する産婦(産後1年以内の方)で、家族等から十分な育児や家事等の援助が受けられない方。

場所 助産院MOM・聖隷淡路病院・さくら助産院・兵庫県立淡路医療センター

メニュー 通所型・訪問型・宿泊型 ※原則7日間

自己負担 通所型(1日1,800円)・訪問型(1日2時間以内1回1,200円)・宿泊型(1泊2日6,000円)

広 告





ママの笑顔がだーいすき♡

出産・育児への「想い」に寄り添う

さくら助産院

当院は産後ケア(1歳のお誕生日まで利用可)や一時預かりサービス(未就学児まで利用可)で、家族のサポートをしています。

淡路市志筑新島6-9 ☎0799-62-5030 LINE

お問合せはこちら

ハイリスク妊産婦健康診査等通院交通費の助成

問 健康増進課 ☎22-3337

洲本市では、健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査及び分娩のために島外の周産期医療が提供される医療機関へ通院する際の交通費の一部を助成します。

助成対象者

以下の全てに該当する方

- ①洲本市に住所を有する妊産婦
- ②医療費に「ハイリスク妊婦管理加算」「ハイリスク分娩管理加算」が算定される方、またはこれに相当する疾患を有すると医師が認める方
- ③妊婦健康診査及び出産のために自宅から島外医療機関へ通院する方

助成内容

1回の通院につき往復交通費として2,580円を助成

- 妊婦健康診査のための通院(上限14回)
- 出産のための通院(1回)

助成方法

最後に妊婦健康診査のために通院した日または分娩の日の、いずれか遅い日から6か月以内または、その日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに申請手続きをしてください。

申請書の提出先

健康増進課

申請関係書類

- 本人確認書類(マイナンバーカードまたは運転免許証)
- 妊婦健康診査受診日、出産日及び病院の名称等が記載されている母子健康手帳の写し
- 振込口座番号が確認できるもの(通帳またはカード)

子ども・子育て支援新制度

問 子ども子育て課 ☎22-1333

教育委員会 学校教育課 ☎22-6266

幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度です。

認定による区分

幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する際に、教育・保育給付にかかる「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定には3つの区分があり、認定に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	無し	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上	有り	保育所、 認定こども園など
3号認定	満3歳未満		

※認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

※子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園を利用する場合には、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。

🌸 幼児教育・保育の無償化

幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳の子どもの保育料、また、住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもの保育料は無償です。保護者の方の手続きは必要ありません。

※年齢は4月1日時点の年齢です。

※①私立幼稚園、②幼稚園や認定こども園の預かり保育、③認可外保育施設等を利用する場合には、無償化の手続きが必要です。詳しくは、子ども子育て課へお問い合わせください。

保育所(園)・認定こども園等

問 子ども子育て課 ☎22-1333

保育所(園)・認定こども園(2号・3号)等は就学前までの乳幼児を対象として、保護者が働いている、出産や病人の看護をしているなど、常時、家庭で保育できない場合にお子さんをお預かりする施設です。

申込み

●保育利用(2号・3号)の申込みは、10月下旬から11月上旬に受付します。

●10月ごろの広報等でお知らせします。

※年度途中からの利用については、子ども子育て課へお問い合わせください。

※認定こども園(1号)の利用申込みは、時期が異なる場合がありますので各施設へお問い合わせください。

保育料

子どもの年齢、保護者の所得に応じて保育料を決定します。

3歳児以上の保育料は無償です。給食費や行事費等は保護者負担となります。

3歳未満児は、小学校就学前の範囲で保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目が半額、3人目以降が無料となります。

※無償化に関することは、上の項目を参照ください。

※所得等の要件によっては、小学生以上の子どもから順に2人目が半額、3人目以降が無料となります。

延長保育について(実施施設はP23～P24参照)

保護者の勤務時間の状況により、延長して保育します。

●延長保育時間及び延長保育料は各施設までお問い合わせください。

一時預かり事業(実施施設はP23～P24参照)

一時的に家庭保育が困難になったとき(保護者の疾病等)に、一時的にお子さんをお預かりします。

●対象児童 保育所等に通っていない児童で、就学前の児童。

●一時預かり及び一時預かり保育料は各施設へお問い合わせください。

🌸 認可保育施設

	名称	所在地	電話	定員	対象年齢	延長 保育	一時 預かり
公立	なのはなこども園	下加茂1-6-65	24-7087	175	0～5歳	○	×
	中川原保育所	中川原町中川原970	28-0120	70	0～5歳	○	×
	安乎保育所	安乎町中田9-1	28-0173	80	0～5歳	○	×
	由良保育所	由良2-5-24	27-0079	74	0～5歳	○	○
	都志保育園	五色町都志万歳388-1	33-0345	62	0～5歳	×	×
	鮎原保育園	五色町鮎原西142-4	32-0037	96	0～5歳	○	×
	広石保育園	五色町広石中1446-1	35-0300	69	0～5歳	○	×
	鳥飼保育園	五色町鳥飼中317-2	34-0404	59	0～5歳	×	○
	堺保育園	五色町上堺33-2	35-0130	45	0～5歳	○	×
私立	洲本こども園	本町7-4-25	22-0897	143	0～5歳	○	○
	千草こどもの園	千草己25	22-6600	105	0～5歳	○	○
	認定こども園おおの	大野740-1	24-4750	95	0～5歳	○	○
	いちごキッズ・上物部	上物部951-1	25-1519	12	0～2歳	×	○

赤ちゃんが生まれたら

ストレス解消 & リフレッシュ方法

あなた自身のリラックス方法を見つけましょう。

好きな音楽に浸り、大声で歌う!

(子どもと一緒に童謡でも可)

外出が難しいときの一番のストレス発散法です。



近くの児童館・子どもセンターに行く

同じ境遇の子育てママや職員と話す心が軽くなります。



— 広 告 —

Awaji Kids Garden

2歳から6歳の週末インターナショナル森のようちえん

淡路島の自然の中で英語で遊ぼう

初回参加1000円/人!

10:00~15:00 淡路市江井682

毎週(金)(土)(日) 080-3679-4016

HPIはこちら

Nature Global

☀️ 企業主導型保育施設

名称	所在地	電話	定員	対象年齢	延長保育	一時預かり
洲本オリーブ保育園	本町1-1-5	38-6605	12	通常6か月～2歳 一時6か月～5歳	○	○
やなぎオリーブ保育園	海岸通2-4-37	38-6881	30	通常6か月～2歳 一時6か月～5歳	○	○

幼稚園

問 教育委員会 学校教育課 ☎22-6266

手続き

●入園を希望する幼稚園で入園願書を受け取り、必要事項を記入のうえ、幼児同伴で、その幼稚園に提出してください。

●願書は、10月中旬ごろから配布します。

※園児1人に対し複数の幼稚園に願書を提出できません。

入園の条件 保護者と同居している幼児 ※希望者が募集人員を超えた場合は抽選とします。

保育料 無償

☀️ 幼稚園

名称	所在地	電話	定員			夏休みの 預かり保育	給食	その他	園庭 開放
			5歳児	4歳児	3歳児				
洲本幼稚園	山手 2-1-7	22-1212	25	25	18	×	○ 週2回		○
柳幼稚園 (私立)	海岸通 2-4-7	22-3208	280			○	○	バス送迎 課外授業	○

— 広 告 —

思いやる豊かな心と健全なからだを育みます

しづきほいくえん

社会福祉法人 椎の木会

志筑保育園

淡路市志筑1542-1
TEL.0799 (62) 0222

志筑保育園ホームページ <https://shizuki-hoikuen.com/>



子育て支援保育料助成事業 [保育所(園)・認定こども園]

問 子ども子育て課 ☎22-1333

事業の趣旨 子育て家庭の支援を通じて、子どもを生みやすい環境づくりを推進するため、保育所(園)等に通うお子さんの保育料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

対象世帯 保育所(園)・認定こども園等に通うお子さんがいる世帯。

※助成金の交付は、保育料に未納が無い方に限ります。

助成金額 ●第1子と第2子以降で助成金額及び世帯の所得制限等が異なります。

詳しくは上記へお問い合わせください。

病後児保育事業

問 子ども子育て課 ☎22-1333
なのはなこども園 ☎24-7087

病気やケガの回復期にある集団保育等が困難なお子さんを専用の保育室で、看護師と保育士がお子さんの体調に合わせ一時的にお預かりし保育を行います。

対象児童(下記すべてに該当する児童)

- 市内に居住し、又は市内の幼稚園、保育所又は認定こども園に在籍する生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの児童
- 病気の回復期にあり、医療機関に入院して治療を受ける必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから、集団保育が困難であると医師が認めた児童
- 保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他やむを得ない理由により家庭で保育することが困難な児童

対象となる病気やケガ

- 「風邪」や「下痢」など、子どもが日常的にかかる病気
- 「水ぼうそう」、「風しん」などの感染性疾患
- 「ぜんそく」などの慢性疾患
- 「熱傷」、「骨折」などの外傷性疾患

※病気の急変の可能性が高い場合や新型インフルエンザなどの感染性の強い疾患の場合は、お預かりできないことがありますのでご了承ください。

実施施設

洲本市立なのはなこども園内(病後児保育専用スペース)

利用定員:1日3人まで(予約状況によりお預かりできない場合があります。)

利用時間:9時～17時(平日のみ) ※連続する5日以内とする。

休業日:土、日曜日、祝日と年末年始(12月29日～1月3日)

利用料金

1人あたり1日2,000円(別途、食事代その他実費がかかります。)

ご利用にあたって

あらかじめ、利用登録し、かかりつけ医などに受診し、入院・加療の必要はなく、病後児保育室での保育サービスの利用が可能であると判断した場合に利用できます。



2か月～就学前

子どもの健診・相談

問 健康増進課 ☎22-3337

下記健診、相談の場所は健康福祉館(みなと元気館)です。

※実施月により受付日時が変更になる場合がありますので、個別通知をご確認ください。

4か月児健康診査

日時 第4木曜日 12時45分～13時 受付

内容 計測、小児科診察、股関節
検診、育児・栄養相談



本の読みかせ

7か月児相談

日時 第4水曜日 9時20分～9時30分 受付

内容 計測、育児・栄養相談

10か月児相談

日時 第2水曜日 9時20分～9時30分 受付

内容 計測、育児・栄養相談

1歳6か月児健康診査

日時 第3木曜日 12時45分～13時 受付

内容 計測、小児科診察、歯科診察・相談、
育児・栄養相談、フッ素塗布(希望者の
のみ 料金無料)

3歳児健康診査

日時 第1木曜日 12時30分～12時50分 受付

内容 計測、尿検査、屈折検査(目の検査)、
小児科診察、歯科診察・相談、育児・
栄養相談、フッ素塗布(希望者のみ
料金無料)

予防接種

問 健康増進課 ☎22-3337

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがありますが、予防接種で予防できる病気もあります。予防接種を受けるには病気ごとにそれぞれ接種に適した時期があります。定期接種は無料ですが、期間を過ぎると有料になります。

洲本市では、市内に住民票のある方に「予防接種予診票つづり」を新生児訪問の際に配付しています。五種混合ワクチン予診票については、令和6年2月1日以降生まれの児より予診票をお渡ししています。

★ 洲本市に転入されたお子さんへ

洲本市に転入されたお子さんで未接種の予防接種がある場合は、健康増進課へお問い合わせください。今までに接種している予防接種の記録を見せて頂きながら、必要な予診票、接種券を交付させていただきます。

※どの予防接種にも有効期限があります。期限内に確実に終わるように接種のスケジュールを立てていきましょう。

★ 予防接種スケジュール

種類	ワクチン		回数と受け方	標準的な時期
定期接種	ロタ	ロタリックス(1価)	2回(経口)	初回は生後2か月から14週6日後まで。 27日以上の間隔をおいて必要回数
		ロタテック(5価)	3回(経口)	
	B型肝炎		計3回:初回は27日以上あけて2回、追加は1回目から139日(20週間)以上あける	生後2か月～9か月
	ヒブ(Hib)		計4回:初回は27日以上あけて3回、その後7か月以上あけて追加	初回は生後2～7か月
	小児用肺炎球菌		計4回:初回は27日以上あけて3回、その後60日以上あけて、1歳以降に追加	初回は生後2～7か月
	五種混合(四種混合+ヒブ)		計4回:初回は20日以上あけて3回、その後6か月以上あけて1回 ※既に四種混合とヒブワクチンで接種開始している方は、四種混合とヒブワクチンで接種を完了させることが原則です。 ※令和6年4月より定期接種化しています。	初回は生後2～7か月
	四種混合(DPT-IPV) ジフテリア:D 百日せき:P 破傷風:T ポリオ:IPV		計4回:初回は20日以上あけて3回、その後1年後に追加	初回3回は生後2か月から1歳までに
	二種混合(DT)			
	BCG		1回	11歳
	麻しん・風しん(MR)		1回	生後5～8か月
	水痘		計2回 3か月以上あけて2回	1期:1歳になったらできるだけ早く 2期:幼稚園(保育所)年長児
	ヒトパピローマウイルス(HPV)		計2回	1回目は1歳～1歳3か月
	日本脳炎		計3回※女子のみ	13歳となる日の属する年度の初日～末日まで
	任意	おたふくかぜ ※1歳～5歳に至るまでを対象として、1回限り2,000円の費用助成があります。		1期:計3回6日～28日あけて2回接種し、その1年後に追加 2期:1回
		1回		

予防接種には定期接種と任意接種があります。母子健康手帳・副読本に詳しく載っていますのでそちらをご参照ください。



小学校入学にむけて



小・中学校の入学手続き

問 教育委員会 学校教育課 ☎22-6266

教育委員会では、小学校・中学校に入学されるお子さんの保護者の方に、1月末までに入学通知書をお送りしています。

1月以降に転居される方は、市民課窓口で住所変更の手続きを済ませた後、お送りしました入学通知書と住民異動届の写しを持って学校教育課にお越しください。なお、私立の中学校に入学される場合は、その学校の入学承諾書、および入学通知書を学校教育課へ提出してください。

校区外就学について

問 教育委員会 学校教育課 ☎22-6266

学校ごとに通学区域を定め、お子さんが通学する学校を指定しています。

市内に住所があるお子さんで、指定された学校以外の学校へ通学する必要がある場合は、校区外就学の申請手続きが必要です。校区外就学願、理由書、その他理由を裏付ける書類を作成し学校教育課へ提出してください。なお、申請は特別な事情があり、教育委員会がやむを得ないと認めた場合に限り承認されます。

区域外就学について

問 教育委員会 学校教育課 ☎22-6266

市外に住所があるお子さんで、洲本市立の学校に通学する必要がある場合は、区域外就学の申請手続きが必要です。

区域外学齢児童(生徒)就学願、理由書、その他理由を裏付ける書類を作成し、学校教育課へ提出してください。

なお、申請が認められるのは特別な事情があり、教育委員会がやむを得ないと認めた場合に限られています。

就学援助

問 教育委員会 学校教育課 ☎22-6266

市立の小・中学校に在学するお子さんをお持ちの方で、お子さんが学校に通うのが経済的に困難なご家庭に学用品費、給食費、修学旅行費などの教育費の一部を援助する制度です。

4月下旬に学校を通じて、援助を希望するご家庭に認定基準を記載したお知らせと申請書を配布します。内容をご覧のうえ、必要書類をそろえて、申請書とともに各学校が指定する日までに、学校へ提出してください。

申請されたご家庭が必ず援助を受けられるとは限りませんのでご了承ください。なお、援助資格は年度末までで、申請は毎年必要です。



遊び場・仲間づくりの場



洲本図書館・五色図書館



洲本図書館・五色図書館

開館時間 10時～18時

休館日 洲本図書館：月曜日（月曜日が祝日の場合は、次の平日）、館内整理日、年末年始、特別整理期間

五色図書館：水曜日（水曜日が祝日の場合は、次の平日）、館内整理日、年末年始、特別整理期間

おはなし会等のイベント情報はこちら



告 白

常に「誠実」な対応をモットーに
誠意ある施工を心がけてまいります

総合建設業
株式会社中川工務店

洲本市栄町 2-2-25

☎0799-22-0246



社員募集中



アットホームで
働きやすい
環境です

お気軽にお問い合わせください

洲本市の市外局番は 0799 です

洲本市 子育てハンドブック

遊び場・仲間づくりの場

小学校入学にむけて

洲本子育て学習センター 五色すこやか子育てセンター

親子で自由に遊べる場所として、気軽に「ふらっと」立ち寄ってみませんか。
これらの地域子育て支援拠点施設では、子育て相談や子育てに関する情報提供も行っています。

🌸 洲本子育て学習センター（洲本中央公民館内）

問 洲本子育て学習センター 洲本市山手3丁目3番2号(洲本中央公民館内) ☎24-3374

	対象
親子にこにこひろば 平日(月～金曜日) 9時～12時・13時～15時	乳幼児とその家族
プチトマトメイト	0歳～就学前の乳幼児とその家族
親子ふれあい体験教室	幼児とその家族

※毎年4月に期間を決めて募集します。「広報すもと」2月号に募集記事を掲載します。
途中入会も可能です。



🌸 五色すこやか子育てセンター（五色中央公民館内）

問 五色すこやか子育てセンター 洲本市五色町都志170(五色中央公民館内) ☎33-1935

	対象
親子にこにこひろば 平日(月～金曜日) 9時～12時・13時～15時	乳幼児とその家族
よちよちママ(パパ)講座	乳児(1歳児未満)と親
年齢別ひろば	0歳～就学前の乳幼児とその家族
親子ふれあい体験教室	幼児とその家族

※毎年4月に期間を決めて募集します。「広報すもと」2月号に募集記事を掲載します。
途中入会も可能です。



児童センター・児童館

子どもに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して子どもたちの健康な身体と豊かな心を育むことを目的とした施設です。また、異なった年齢の子どもたちや、色々な世代の人たちとの交流をもつ場ともなります。

おもちゃや卓球台、ゲーム・絵本等があります。
ぜひ、気軽に遊びにきてください。

🌸 児童センター

問 洲本市児童センター ☎26-0022

日時 毎週月曜日～土曜日(日曜日・祝日・
年末年始はお休みです)
13時～17時30分

場所 総合福祉会館(やまて会館 2階)

対象者 幼児～高校生(就学前のお子さん
は保護者の方と一緒に遊びに来てく
ださい)

🌸 児童館

問 洲本市児童館 ☎32-1433

日時 毎週月曜日～土曜日(日曜日・祝日・
年末年始はお休みです)
10時～17時

場所 鮎原保育園 2階

対象者 幼児～中学3年生(就学前のお子
さんは保護者の方と一緒に遊びに
来てください)

広 告




〒656-0332 南あわじ市湊110番地 営業時間 9:30～21:00 定休日 1月1日（専門店はお問合わせください）

まちの子育てひろば
0歳から就学前の親子さんが対象です。
ぜひ遊びに来てください！
毎月1回月曜日 10:30-11:30 無料 要申し込み(25組)

西淡三原I.C.より
車で3分
P 370台

シーパ
事務所 ☎0799-36-0150(代)
マルヨシ
センター ☎0799-36-0182



まちの子育てひろば ～情報交換を行う場として活動中です～

問 洲本市社会福祉協議会 ☎26-0022 FAX26-0021

洲本市社会福祉協議会 「まちの子育てひろば」

子どもとの遊びを通じて親子のふれあい・親同士の交流を目的に開設しています。

日時 毎月 第2火曜日 10時～11時30分
(祝日の場合は休みです)

場所 総合福祉会館(やまて会館)2階児童センター

対象者 0歳～就園前の子どもの親

内容 親子で一緒にあそぶ・体験する・育児に関する相談等

参加費 無料

※参加申込みについては、洲本市社会福祉協議会Facebook、Instagramをご確認ください

プレママ&ベビーくらぶ

妊娠中のママが気軽におしゃべりしたり、子育て中のママ・赤ちゃんのふれあい・仲間づくりを目的に開設しています。

日時 毎月 第3火曜日 10時～11時30分
(祝日の場合は休みです)

場所 総合福祉会館(やまて会館)2階児童センター

対象者 妊娠中の方・1歳半位までの赤ちゃんとの親

内容 出前講座・ベビーオイルマッサージ等

参加費 無料(ただし、内容によって実費必要)

※参加申込みについては、洲本市社会福祉協議会Facebook、Instagramをご確認ください

子育て仲間 ～自主育児グループ等の紹介～

問 洲本市社会福祉協議会 ☎26-0022 FAX26-0021

育児サークル「たんぽぽ」

☆自主育児グループ

日時 木曜日(月2回程度) 10時30分～12時

場所 総合福祉会館(やまて会館)等

対象者 就園前の乳幼児と親

参加費 1回100円(見学/初回は無料)

どんぐりんクラブ

☆自主育児グループ

日時 毎月 第2・第4木曜日 10時30分～12時

場所 洲本市立人権文化センター等

対象者 就園前の乳幼児と親

参加費 1回100円(2人目以降は1回50円)
※見学初回は無料です

ふたごちゃんの会ぐりとぐら

☆自主育児グループ

集会 年1回(2月頃)

対象者 双子(以上)と親

活動 「ミニ講演会」「ミニ交流会」

淡路島双子の会

☆自主育児グループ

日時 年6回 10時30分～12時

場所 総合福祉会館(やまて会館)等

対象者 双子(以上)と親または妊娠中の方

参加費 無料

ぽこ・あ・ぽこ

☆自主育児グループ

日時 毎週火曜日・第2金曜日 10時～12時

場所 森の木base・
洲本市立人権文化センター

対象者 就園前の乳幼児と親、妊娠中の方

参加費 随時(年間登録費500円)

※詳細は、ぽこ・あ・ぽこinstagramをご確認ください

外町愛育班健康教室

日時 毎月 第4木曜日 11時～13時

場所 中央公民館

対象者 外町地区住民(0歳～高齢者)

参加費 1回200円(昼食代)

主催 外町愛育班

※もちつき(12月)、味噌づくり(2月)などのイベントもあります。

広 告



「しずくいと無垢の木の家」

株式会社くらしコーポレーション

☎0799-53-6056

-HP-

-Instagram-

【洲本ショールーム】

兵庫県洲本市栄町1丁目3番6号
(洲本市役所 北玄関道向い)



http://kuras-co.jp/



KURASI.CO

放課後児童クラブ

問 子ども子育て課 ☎22-1333

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象として、授業の終了後の遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図るなど地域における子育て支援を行っています。

対象児童 市内の小学校に在学し、または市内に住所を有する小学生であって、かつその保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。

開設日 毎週月曜日～土曜日 ただし、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。

開設時間 月曜日～金曜日:放課後～18時/土曜日・長期休業日等:8時～18時

開設場所

名称	募集定員	開設場所	電話番号
児童クラブ山手	40人	総合福祉会館(やまて会館)児童センター内	26-0022
児童クラブ由良	30人	由良公民館内	27-2167
児童クラブ大野	80人	旧大野幼稚園内	①090-3056-0022 ②22-3540
児童クラブ加茂	50人	旧加茂幼稚園内	090-5062-0022
児童クラブ安乎	40人	児童クラブ安乎内	090-8797-0022
児童クラブ潮	35人	旧第一幼稚園内	080-9590-0475
児童クラブ鮎原	50人	児童館内	32-1433
児童クラブ広石	40人	広石保育園内	080-2478-1779
児童クラブ中川原	20人	中川原小学校内施設	080-1401-5945
伊勢の森スクール	70人	川西公会堂内	070-6980-4646

利用料金等

月額 5,000円(4～7月、9～3月)/月額 7,000円(8月)

ただし、別途保険料などが必要。月の途中で利用を開始、中止などをした場合も同額です。

利用申込みについて

●利用申込みは、11月下旬から12月上旬に受付します。

●11月ごろの広報等でお知らせしています。

※年度途中からの利用については、子ども子育て課へお問い合わせください。

放課後子ども教室

問 教育委員会 生涯学習課(洲本地区) ☎24-7631

教育委員会 五色中央公民館(五色地区) ☎33-1930

放課後や週末等の子どもたちの安全・安心な活動拠点。

地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流を図ります。

対象児童 地域の子ども全般、対象は小学生。

開設日 五色地区は毎週月曜日～金曜日の放課後/13時30分～17時30分
洲本地区は毎週平日1日/14時30分～17時
月1回土曜日/土曜チャレンジ 年10回程度教室を予定

開設場所

- 都志/五色中央公民館2階
- 加茂/加茂公民館
- 広石/みやまホール
- 大野/大野小学校敷地内
- 鳥飼/鳥飼公民館2階
- 由良/由良小学校内
- 堺/堺小学校内
- 中川原/中川原小学校内
- 洲本第一/洲本第一小学校内
- 安乎/安乎小学校内
- 洲本第三/洲本第三小学校内

内容 自由あそび、風船バレー、工作教室、卓球教室

申込み 申込み用紙に、登録料を添えて上記問い合わせ先へ(工作などの材料費については実費)

登録料 年額10,000円(保険料・教材費等)/五色地区
年額1,300円(保険料等)/洲本地区

ストレス解消 & リフレッシュ方法

あなた自身のリラックス方法を見つけましょう。

ひとり時間に没頭する

自分でコントロール
できることがある、という
メッセージは不安や緊張の緩和に繋がります。



デリバリーや外食など、家事をしない日を作ってゆっくり過ごす

家事をしない日を作って
ゆっくり過ごす。頑張っている
から手を抜いてもいいんです!



手当や諸制度について

児童手当

問 子ども子育て課 ☎22-1333

高校生年代(18歳に達する日以降の最初の3月31日)までの児童を養育している方に対する手当です。父母ともに養育しているときは、そのうち所得の高い方に受給していただきます。
※受給資格のある方が公務員である場合は、職場から支給されることとなります。お勤め先にご確認ください。

申請(認定請求等)について

お子さんが生まれたときや、児童手当受給者が他市から洲本市に転入したときなどには、申請(認定請求等)が必要です。原則として、手当は申請(認定請求等)をいただいた月の翌月分から支給されますので、お忘れなく手続きを行ってください。申請が遅れた場合は、手当が支給されない期間が発生するおそれがあります。

ただし、出生日または転入日の翌日から15日以内に申請(認定請求等)をいただいた場合は、その出生日または転入日の属する月の翌月分からの支給となります。

手当の額

支給される手当の額は、年齢等により異なります。

お子さんの年齢	一人当たりの手当月額(※)
3歳未満	15,000円(第1子、第2子) 30,000円(第3子以降)
3歳～高校生年代	10,000円(第1子、第2子) 30,000円(第3子以降)

※22歳に達する日以降の最初の3月31日を迎えていない兄弟から数えて第3子以降のお子さんがこの年齢にあたる場合は、月額30,000円。(18歳年度末以降～22歳年度末までの子であって、その親等(児童手当受給者)に経済的負担がある場合は上の子としてカウントします。)なお、手当は偶数月(年6回)の15日(当日が土・日・祝日の場合はその直前の金融機関営業日)に、それぞれの前月までの2か月分が支給されます。

現況届

毎年6月に、提出が必要な受給者の方に必要書類を送付します。届き次第ご提出をお願いします。提出が確認できない場合は、10月分以降の手当の支払いを一時差し止めることとなりますのでご注意ください。

(これまでは全受給者に提出をお願いしておりましたが、令和4年6月以降は一部の方を除き提出不要となりました。)

注意事項

その他、受給者やお子さんの住所・氏名が変わったときや、受給に用いる口座(受給者名義に限る)を変更したいとき、お子さんを養育しなくなったときなどには、それぞれ手続きが必要となります。なお、各種手続きの際に、個別の状況に応じて特別な書類が必要となる場合があります。詳しくは、子ども子育て課へお問い合わせください。

おむつ用ゴミ袋

問 子ども子育て課 ☎22-1333

出生届けを済ませた方は、児童手当の申請時等におむつ用ゴミ袋をお渡ししています。

- 子ども子育て課(本庁舎)
- 窓口サービス課(五色庁舎)
- 由良支所

左記の場所でお渡ししています。

※公務員の方の児童手当は職場への申請となりますので、ゴミ袋をお忘れなくお受け取りください。

乳幼児等医療費助成

問 保険医療課 医療係 ☎24-7608

0歳から小学3年生のお子さんが、健康保険による診療を受けたときの医療費を助成します。助成を受けるには、医療費受給者証の交付申請が必要です。忘れずに申請してください。

所得制限

0歳児の保護者等については、所得制限はありません。お子さんの保護者等の市町村民税所得割額の合計額が235,000円未満

所得割額は、住宅借入金等税額特別控除、寄附金税額控除の適用前の額です。

市町村民税の扶養控除見直し前の旧税額により判定します。

一部負担金

区分	通院	入院
0歳から小学3年生まで	一部負担金なし(※)	一部負担金なし(※)

※健康診断料、予防注射代、差額ベッド代、入院時の食事療養費、診断書料等、保険外診療分等は対象外です。

— 広 告 —

前川設備

給排水衛生設備工事

洲本市桑間1丁目1-11

TEL&FAX 0799-24-7150

もりがき薬局

営業時間	月・火・水・金	9:00～18:30
	木	9:00～17:00
	土	9:00～13:00

- おくすり
- 処方せん調剤
- 在宅訪問
- ママ・パパサポート

薬剤師がいます

TEL (0799) 23-3641
FAX (0799) 22-5490

洲本市上物部1-2-13
もりがき薬局 検索

こども医療費助成

問 保険医療課 医療係 ☎24-7608

小学4年生から年度末年齢18歳までのお子さんが、健康保険による診療を受けたときの医療費を助成します。助成を受けるには、医療費受給者証の交付申請が必要です。

※お子さんが、婚姻や事実婚状態にないことや、健康保険に加入し保護者等の扶養を受けている等の条件があります。

所得制限

お子さんの保護者等の市町村民税所得割額の合計額が235,000円未満。
所得割額は、住宅借入金等税額特別控除、寄附金税額控除の適用前の額です。
市町村民税の扶養控除見直し前の旧税額により判定します。

区分	通院	入院
小学4年から年度末年齢18歳まで	一部負担金なし(※)	一部負担金なし(※)

※健康診断料、予防注射代、差額ベッド代、入院時の食事療養費、診断書料等、保険外診療分等は対象外です。

★ 乳幼児等医療費助成・こども医療費助成・重度障害者医療費助成の受給者証について

- この受給者証は、受給者本人が兵庫県内の医療機関、薬局等において使用するものです。
- この受給者証は診療、薬剤の支給を受ける際に、健康保険証とあわせて医療機関等の窓口で提示してください。
- 県外の医療機関等での受診など受給者証が使えなかった場合は、申請により医療費の一部を払い戻しすることができます。手続きについては、「あとで医療費が支給される時」(P55)をご覧ください。
- 入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証を併せて提示してください。
- 他の公費による医療費助成を受けている場合は、他の公費の自己負担額について、後日に申請することで、福祉医療費との差額を支給します(自立支援医療の精神通院を除く)。
- 学校管理下において生じたケガ等、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の対象となる場合は、この受給者証は使えません。

— 広 告 —



淡路島 玉ねぎスープ

有限会社 うづあほ名産店

代表取締役社長 **橋本 浩**

洲本市本町1丁目4-1

TEL 0799-22-0724

FAX 0799-24-3317



- 市外に転出したとき等、対象者の資格を失ったときは、この受給者証を洲本市に返還してください。
- 氏名・住所・健康保険などが変わったときは、受給者証と健康保険証を添えて洲本市に届出をしてください。

申請窓口

保険医療課医療係/窓口サービス課(五色庁舎)/由良支所

申請に必要なもの

- お子さんの健康保険証
- 転入者(保護者等)については「所得課税証明書」(詳しくは保険医療課 医療係へお問い合わせください。)

洲本市不妊治療ペア検査助成事業

問 健康増進課 ☎22-3337

不妊治療を受けるための検査を受けられたご夫婦の経済的な負担の軽減を図るために、医療保険が適応されない検査費の一部助成事業を行っています。この事業の詳細については、市ホームページまたは健康増進課までお問い合わせください。

不育症治療費助成事業

問 健康増進課 ☎22-3337

不育症治療を受けられるご夫婦の経済的な負担を軽減するため、その治療費等の一部助成事業を行っています。



① 折って吹いて「折り紙遊び」

折り紙を使った知育遊びは、子どもの集中力アップにもってこい。はじめての折り紙遊びでおすすめなのが三角折りです。折り紙の基本動作が入っているので、練習代わりにたくさん折ってみましょう。机の上に立て、息を吹きかけたり、子どもたちは飛び散る様子に大興奮。

用意するもの ★ 折り紙



未熟児養育医療費助成

問 保険医療課 医療係 ☎24-7608

出生後洲本市に居住し、次のいずれかで医師が入院養育を必要と認めた乳児の入院費用の一部を助成します。(養育医療の指定医療機関での入院が対象です。)

- 出生児の体重が2,000グラム以下
- 次のいずれかの症状がみられること

1	一般状態	● 運動不安、けいれん・運動が異常に少ない
2	体温	● 摂氏34度以下
3	呼吸器 循環器	● 強度のチアノーゼ持続 ● チアノーゼ発作を繰り返す・呼吸数が毎分50以上で増加傾向 ● 呼吸数が毎分30以下・出血傾向が強い
4	消化器	● 生後24時間以上排便がない ● 生後48時間以上おう吐が持続 ● 血性吐物がある・血性便がある
5	黄疸	● 生後数時間以内に黄疸が発生 または黄疸が異常に強い

医療の給付 ※退院後の申請はできません。※出生後、30日以内に申請してください。

- 未熟児の入院費用のうち、保険診療にかかる自己負担額と食事療養費を出生後から最長で誕生日の前々日まで助成します。
- 申請後、書類を審査し医療の給付を決定します。
- 決定後ご自宅へ医療券を郵送しますので、届きましたら指定医療機関へ医療券を提出してください。
- 差額ベッド代、診断書料等、保険適用外診療分は対象外です。
- 入院医療費が高額になる場合は、健康保険証と限度額適用認定証を併せて提示してください。

申請窓口

保険医療課医療係

広 告

リフォームのことなら安心・安全・便利な店

プロショップ サカイハラ

本 社 0799(22)0748
洲本市桑間417-4

津名営業所 0799(62)5050
チヨットハウス 0120(8739)73
レンタル事業部 0799(62)5511

http://sakaihara.co.jp **0120-8739-73**

住宅リフォームに関する各種助成金・補助金を取り扱っています



申請に必要なもの

- 養育医療給付申請書
- 養育医療意見書(養育医療の指定医療機関の医師が作成したもの)
- 世帯調書(世帯員のマイナンバーを記載してください。)
- 同意書
- お子さんの氏名が記載された健康保険証(健康保険証が発行されていない場合は、お子さんの保護者の健康保険証で可。後日、原本をお持ちください。)

世帯構成員及び扶養義務者の所得等の証明書

収入・所得の状況	提出書類
洲本市以外で所得を申告されている方、又は洲本市に転入されてきた方	市県民税課税証明書
生活保護の方	生活保護適用証明書

※診療予定期間初日が6月までの場合は、前々年中、7月以降の場合は前年中の所得が分かる証明が必要です。

※18歳未満で未就業の方や源泉徴収票や税の証明書で扶養親族であることが確認できる方は、税の証明書は不要です。

未熟児養育医療と乳幼児等医療について

未熟児養育医療と乳幼児等医療費助成は併用できません。未熟児養育医療が優先されます。

	未熟児養育医療	乳幼児等医療
対象者	医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めた乳児(1歳未満)	小学3年生まで
給付の範囲	入院医療費のうち、医療保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費	医療保険の自己負担額から乳幼児医療の一部負担金を控除した額(食事療養費は対象外)
所得制限	—	あり(1歳未満はなし)
自己負担額	なし	入院・通院:一部負担金なし

室内で楽しもう! ひと工夫でうち遊びをENJOY

② マスキングテープ de 「うち遊び」

フローリングに丸や三角、四角などの図形をマスキングテープで作ります。図形の名前を言って、子どもに移動してもらいます。図形を線路に見立てて、電車や車を自由に並べてみたり、人形の玩具を歩かせたり、お気に入りの玩具の形を真似たりなど手軽に遊べます。

用意するもの
★ マスキングテープ
★ おうちにあるおもちゃ

出産祝金

問 子ども子育て課 ☎22-1333

子育て世帯の応援として、子を出産し監護しているお母さんにお祝い金を支給します。

対象

- 現に、洲本市の住民基本台帳に子と同一の世帯に属するものとして記録されている当該子を出産した母であって、当該子を監護し、かつ、引き続き10年以上本市に定住する意思を持つもの。
- 生活保護法による保護を受けていないこと。
- 世帯員に暴力団員がいないこと。
- 他の市町村において、出産祝金を受給していないこと。

祝金の額

- 第1子 3万円 ● 第2子 5万円 ● 第3子 10万円 ● 第4子 20万円 ● 第5子以降 30万円
- ※ 出生の順位は、申請の日において、当該子と同一の世帯に属する当該母又は父の子であって、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものの数により判定します。

申請の時期

出生の日から1年以内に申請

申請に必要なもの

- 出生祝金支給申請書 ● 申請者の健康保健証の写し
- 申請者の預金通帳等の写し(口座番号が確認できるもの)

その他

虚偽又はその他不正な手段により当該祝金の交付を受けたときは返還していただきます。

出産育児一時金の支給

問 保険医療課 国保年金係 ☎24-7635

洲本市国民健康保険の被保険者がお子さんを出産したとき

支給額 50万円(一部医療機関を除き直接支払制度により支給)

死産・流産の場合は12週(85日)以降が対象

※ 産科医療補償制度に加入していない分娩機関での出産の場合、支給額は48万8千円。

※ 他保険から出産育児一時金の給付を受けることができる場合は国保からは支給されません。

出産育児一時金直接支払制度

医療機関で手続きをすることにより出産育児一時金の支給を医療機関に委任し、出産される方は医療機関での退院時に出産育児一時金相当額(50万円)を引いた額の出産費用を支払いすることにより、出産育児一時金を支給されたとする制度です。出産費用が出産育児一時金相当額(50万円)を下回った場合は50万円との差額について、申請することにより差額分の出産育児一時金が支給されます。

申請に必要なもの

- 保険証 ● 預金通帳 ● 母子健康手帳 ● 出産費用の領収書(明細書)
- 「直接支払制度」を利用する旨の書類(合意文書)

児童扶養手当

問 子ども子育て課 ☎22-1333

児童扶養手当は、婚姻解消による母子・父子世帯など、一定の条件下で児童を養育している方に対する手当です。

請求者の方が条件に該当するかについて適正に審査を行うために、プライバシーに立ち入らなければならない場合があります。頂いた個人情報の保護は厳守いたしますので、質問・調査へのご協力をお願いします。

所得の制限について

請求者またはその扶養義務者の前年の所得が限度額以上である場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)の間、手当の一部、もしくは全部の支給が停止されます。(限度額は子ども子育て課へお問い合わせください)

手当を受けるには

申請(認定請求)が必要です。申請方法、必要書類等についてはお問い合わせください。

なお、用意していただく書類等で発行に時間がかかるものもございますので、早めにお問い合わせください。

手当の受け取りについて

手当は、審査において認定を受けると、申請(認定請求)をした日の属する月の、翌月分から支給されます。1月、3月、5月、7月、9月、11月の11日(当日が土・日・祝日の場合はその直前の金融機関営業日)に指定された金融機関の口座に支払われます。

現況届

認定を受けると、毎年8月に現況届を提出していただきます。

現況届は、前年の所得によって、その年度の手当を支給できるかどうかを審査するため、年1回提出していただくものです。届出期間を過ぎると手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

※ 未提出のまま2年間経過すると「手当を受ける権利」がなくなります。前年度、所得制限額を超えていたなどの理由で手当の支給が停止されていた方も必ず提出してください。

一部支給停止(5年等経過)について

手当を受け始めてから5年、または手当を受けられるようになってから7年のどちらかの期間が経過した方については、一部支給停止(5年等経過)の対象となります。

この制度が適用された方については、手当の一部(支給額の2分の1)が支給停止となります。ただし、一定の条件に該当する方は、必要な手続きを行えば、この制度の適用対象から除外されます。手続きの必要な方については、子ども子育て課から「重要なお知らせ」をお送りします。ご不明な点があれば子ども子育て課へお問い合わせください。

母子家庭等医療費助成

問 保険医療課 医療係 ☎24-7608

満18歳に達した年度末までの児童または20歳未満の高等学校在学中の児童を監護している母子(父子)家庭の母(父)と子または父母のない児童が、健康保険による診療を受けたときの医療費の一部を助成します。

所得制限

児童の監護者の前年の所得金額に限度額があります。(児童扶養手当法の所得制限を準用しています。)限度額等、詳しくは保険医療課医療係へお問い合わせください。

一部負担金

通院	入院
1医療機関等あたり 1日800円 (低所得者は1日400円) を限度に月2回までを負担	定率1割負担 負担限度額 3,200円/月 (低所得者の負担限度額 1,600円/月) 連続して3か月を超える入院の場合は、4か月目以降の一部負担金はなし。

※低所得者とは、市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得金額が80万円以下の方です。

受給者証について

- この受給者証は、受給者本人が兵庫県内の医療機関、薬局等において使用するものです。
- この受給者証は診療、薬剤の支給を受ける際に、健康保険証とあわせて医療機関等の窓口で提示してください。
- 県外の医療機関等での受診など受給者証が使えなかった場合は、申請により医療費の一部を払い戻しすることができます。手続きについては、「あとで医療費が支給される時」(P55)をご覧ください。
- 入院・通院にかかわらず医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証を併せて提示してください。
- 健康診断料、予防注射代、差額ベッド代、入院時の食事療養費、診断書料等、保険外診療分は、対象外です。
- 他の公費による医療費助成を受けている場合は、他の公費の自己負担額について、後日に申請することで、福祉医療費との差額を支給します(自立支援医療の精神通院を除く)。
- 学校管理下において生じたケガ等、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の対象となる場合は、この受給者証は使えません。
- 市外に転出したとき等、対象者の資格を失ったときは、この受給者証を洲本市に返還してください。
- 氏名・住所・健康保険などが変わったときは、受給者証と健康保険証を添えて洲本市に届出をしてください。
- 婚姻する場合や事実婚と同様の状態にある場合、母子家庭の方が妊娠した場合は、母子家庭等に該当しませんのですぐに届出をしてください。

申請窓口

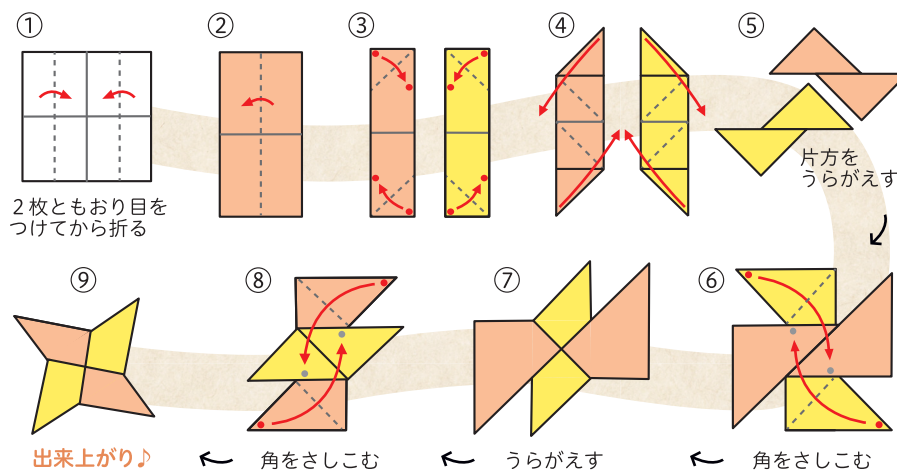
- 保険医療課医療係
- 窓口サービス課(五色庁舎)
- 由良支所

申請に必要なもの

- 健康保険証(対象者全員分)
- 母子等であることがわかる書類(戸籍謄本、民生委員の証明、遺族年金証書など)
- 転入者(保護者等)については、「所得課税証明書」(詳しくは保健医療課 医療係へお問い合わせください。)

おり紙であそぼう

★しゅりけんにチャレンジ



手
当
や
諸
制
度
に
つ
い
て

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

問 子ども子育て課 ☎22-1333

母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の60%相当額が支給されます。

雇用保険法による一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

母子家庭等高等職業訓練促進費

問 子ども子育て課 ☎22-1333

母子家庭の母または父子家庭の父が看護師等の経済的な自立に効果的な資格取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間(上限4年※4年以上の履修が必須となる資格の取得を目指す場合に限る)に「高等職業訓練促進費」として月額10万円(養成機関における過程の修了までの期間が最後の12月については、月額14万円)、市町村民税課税世帯は7万5百円(養成機関における過程の修了までの期間が最後の12月については、月額11万5百円)が支給されます。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

問 子ども子育て課 ☎22-1333

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる貸付制度です。

障害者手帳(療育手帳等)

問 福祉課 障害福祉係 ☎22-3332

身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者(児)の方々が各種の援助を受けるために必要な手帳として、次の種類の障害がある人に交付されます。

☘ 身体障害者手帳

身体障害者(児)が各種の援助を受けるために必要な手帳として、次の種類の障害がある人に交付されます。身体障害者福祉法に基づき、県知事の指定した医師の診断書により、兵庫県から交付されます。

障害の種類及び程度

- 視覚障害 ● 聴覚障害 ● 平衡機能障害 ● 音声機能/言語機能/そしゃく機能の障害
- 肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)
- 心臓機能障害 ● じん臓機能障害 ● 呼吸器機能障害 ● ぼうこう・直腸機能障害
- 小腸機能障害 ● ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ● 肝臓機能障害

※手続き、必要なものについては、福祉課障害福祉係へお問い合わせください。

☘ 療育手帳

知的障害者(児)が指導・相談や各種の援助を受けるために必要な手帳として、知的障害者更生相談所又はこども家庭センターにおいて知的障害と判定された人に対し、兵庫県から交付されます。また、発達障害と診断され療育又は日常生活上の支援が必要と認められた人に対しても交付されます。

障害の程度

知能測定値、社会性、基本的な生活などを年齢に応じて総合判定するもので、A(重度)・B1(中度)・B2(軽度)に区分されます。

※手続き、必要なものについては、福祉課障害福祉係へお問い合わせください。

☘ 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、各種の援助を受け、自立と社会参加を促進するための手助けとなります。兵庫県から交付されます。

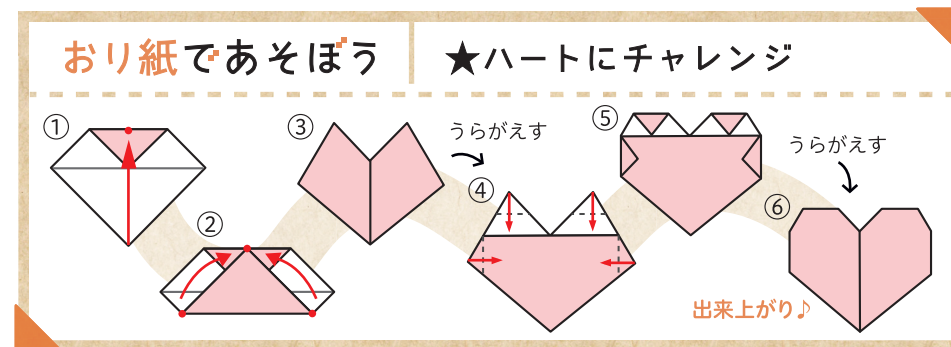
障害の程度

手帳の等級には1級～3級があります。

有効期限

手帳の有効期限は2年間です。2年ごとに医師が障害の状態を再認定し、更新する必要があります。

※手続き、必要なものについては、福祉課障害福祉係へお問い合わせください。



重度障害者医療費助成

問 保険医療課 医療係 ☎24-7608

身体障害者手帳1、2級・精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳A判定の方が、健康保険による診療を受けたときの医療費の一部を助成します。助成を受けるには、医療費受給者証の交付申請が必要です。

所得制限

本人、配偶者、扶養義務者の市町村民税所得割額の合計額が235,000円未満。
所得割額は、住宅借入金等税額特別控除、寄附金税額控除の適用前の額です。
市町村民税の扶養控除見直し前の旧税額により判定します。

一部負担金

通院	入院
1医療機関等あたり 1日600円 (低所得者は1日400円) を限度に月2回までを負担	定率1割負担 負担限度額 2,400円/月 (低所得者の負担限度額 1,600円/月) 連続して3か月を超える入院の場合は、4か月目以降の一部負担金はなし。

※低所得者とは、市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得金額が80万円以下の方です。

※健康診断料、予防注射代、差額ベッド代、入院時の食事療養費、診断書料等、保険外診療分等は対象外です。

●精神障害者保健福祉手帳1級の方については、精神疾患の医療費は対象外になります。

受給者証について

P38をご覧ください。

申請窓口

●保険医療課医療係 ●窓口サービス課(五色庁舎) ●由良支所

申請に必要なもの

●健康保険証 ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
●転入者(本人、配偶者、扶養義務者)については、「所得課税証明書」(詳しくは保険医療課医療係へお問い合わせください。)

特別児童扶養手当

問 子ども子育て課 ☎22-1333

この制度は精神、知的または身体障害者等(内部障害を含む。)で、政令に定める程度以上の障害にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するものです。

手当が受けられるのは(支給要件)

日本国内に住所があり、精神、知的又は身体障害等(中程度以上)の状態にある児童を監護している父か母、または父母にかわってその児童を養育している方が、特別児童扶養手当を受けることができます。

ただし、次のいずれかに該当するような場合は、手当を受けることができません。

- ①対象児童が、児童福祉施設等に入所したとき。
- ②対象児童の障害の程度が、手当の基準に該当しなくなったとき。
- ③対象児童やその父母又は養育者が、日本国外に転出したとき。
- ④対象児童の父母又は養育者が、対象児童の面倒をみなくなったとき。
- ⑤対象児童の養育者が、対象児童と別居したとき。
- ⑥対象児童が、障害を理由とする公的年金を受けるようになったとき。
- ⑦その他(証書の注意事項を参照してください。)

所得の制限について

請求者及びその扶養義務者の前年の所得が、限度額以上である場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の支給は停止されます。(限度額については子ども子育て課へお問い合わせください。)

手当の額について

令和6年度の手当額

重度障害児(1級)の場合:1人につき 月額55,350円

中度障害児(2級)の場合:1人につき 月額36,860円

※手当額は、物価の変動に応じて額が自動的に改定される「物価スライド制」が適用されています。

手当を受けるには

申請(認定請求)が必要です。申請方法、必要書類等については子ども子育て課へお問い合わせください。

手当の受け取りについて

手当は、兵庫県知事の認定を受けると、申請(認定請求)をした日の属する月の、翌月分から支給されます。

4月、8月、11月の11日(当日が土・日・祝日の場合はその直前の金融機関営業日)に、指定された金融機関の口座に支払われます。

[次ページに続く](#)

有期認定

有期認定とは、児童の障害の状態に応じて、一定の期間を設けて受給資格を認定することです。一定の期間を過ぎると、引き続き手当が受けられるかどうか再認定が必要となります。

手当の認定を受けて、有期認定の対象となる方には通知を致しますので、有期期限までに診断書等を提出してください。また、障害の状態によっては診断書を省略できる場合がありますので、詳しくは子ども子育て課へお問い合わせください。

※提出期限までに診断書等の提出がされないときは、その期間の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※所得制限を超えたため、手当が支給停止中の方は手続きを省略することができます。ただし、所得状況届の提出や所得の修正申告等による再認定により遡及して手当を受給できる場合、診断書を提出した月までの手当は支給されませんので、ご了承ください。

所得状況届

認定を受けると、毎年所得状況届を提出していただきます。

所得状況届は、前年の所得によって、その年の8月から翌年の7月までの手当を支給できるかどうかを審査するため、年1回提出していただくものです。

届出期間を過ぎると手当の支給が止まる場合がありますので、ご注意ください。

※未提出のまま2年間経過すると「手当を受ける権利」がなくなります。前年、所得制限額を超えていたため手当が支給停止だった方も必ず提出してください。

自立支援医療費の支給

問 福祉課 障害福祉係 ☎22-3332

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

対象者

【精神通院医療】

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者・児で、通院による精神医療を継続的に要する方

【育成医療】

身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳未満の方

対象となる主な障害と治療例等

①精神通院医療：精神疾患→向精神薬、精神科デイケア等

②育成医療：ア 肢体不自由…関節拘縮→人工関節置換術

イ 視覚障害……白内障→水晶体摘出術

ウ 内部障害……心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー植込術

腎臓機能障害→腎移植、人工透析

制度の詳細な内容は福祉課障害福祉係へお問い合わせください。

各種福祉施策について

問 福祉課 障害福祉係 ☎22-3332

✿✿ 補装具費の支給（購入・修理）

身体上の障害を補うための補装具の購入・修理に要する費用を支給（用具例：義肢・装具、車椅子、歩行器、座位保持装置、補聴器など）

※原則、1割の自己負担があります。

✿✿ 日常生活用具の給付

障害者（児）の日常生活の利便を図るため、用具を給付（用具例：入浴補助用具、ネブライザー、電気式たん吸引器、拡大読書器、火災警報器、紙おむつなど）

※原則、1割の自己負担があります。 ※障害程度に応じて給付に制限があります。

✿✿ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病児童の在宅療養生活の向上を図るため、用具を給付（用具例：特殊寝台、ネブライザー、電気式たん吸引器など）

※世帯の所得に応じて、一定の自己負担があります。

✿✿ 障害福祉サービス・障害児通所支援等

【障害福祉サービス】

居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所等

【障害児通所支援】

児童発達支援、放課後等デイサービス等

【地域生活支援事業】

移動支援、日中一時支援

※原則、1割の自己負担があります（但し、所得に応じて月ごとの自己負担に上限あり）。

✿✿ 特別児童扶養手当

→P49を参照してください。

✿✿ 障害児福祉手当

身体に重度の障害又は重度の知的障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の障害児に支給

月額15,690円（支給月2・5・8・11月）

※施設に入所している場合を除きます。 ※所得制限があります。

🌸 重度心身障害者介護手当

6か月以上寝たきり又はこれと同様の状態にある重度(身体1・2級、療育A判定)の障害者・児を居宅で介護している方に支給
年額100,000円(支給月2月)
※障害福祉サービスを利用している方・市町村民税課税世帯の方・家族介護手当事業等の介護を理由とする給付金の支給対象者は除きます。

🌸 障害者移動手段確保事業助成券の交付

タクシーや路線バス等を利用した際の料金や運賃の一部を助成(対象は次のいずれかの障害者手帳所持者)
①身体障害者手帳1、2級 ②療育手帳 A判定 ③精神障害者保健福祉手帳1級
※但し、下記に該当する場合は除きます。
●社会福祉法による社会福祉施設に入所している方
●医療法による医療提供施設に入院している方
●当該年度分の所得税及び市町村民税のいずれも課税されている方
●県及び市条例により自動車税または軽自動車税が減免されている方
助成券交付枚数(年間)600円券48枚、100円券144枚
※申請月によって、交付枚数が異なります。

🌸 有料道路通行料金の割引

以下のいずれの場合も5割引
①身体障害者が自ら運転する場合、または重度の身体障害者(第1種)を乗せて、介護者が運転する場合
②重度の知的障害者(第1種)を乗せて、介護者が運転する場合
対象となる自動車等については、福祉課 障害福祉係へお問い合わせください。
必要なもの 障害者手帳・運転免許証・自動車検査証等(ETCご利用の方は、障害者本人名義(18歳未満の場合は親権者等名義)のETCカードとETC車載器セットアップ申込書・証明書もあわせて)

🌸 兵庫県心身障害者扶養共済制度

身体障害者手帳1～3級の方、重度の知的障害のある方及び精神に永続的な障害のある方を扶養する65歳未満の親族が加入できます。
加入者死亡のとき:月額20,000円支給
障害者死亡のとき:一時金支給

小児慢性特定疾病医療費助成制度

問 淡路県民局 洲本健康福祉事務所 地域保健課 ☎26-2060

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童に対し、当該疾病の治療方法に関する研究等に資する医療の給付等を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。
本事業では、申請が審査会で認定されると、当該疾病に係る医療費の一部が助成されます。

対象年齢

18歳未満(引き続き治療が必要であると認められる場合は、20歳未満)の児童。

対象疾患一覧

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾患は次の16疾患群(788疾病)です。
それぞれの疾病ごとに厚生労働省が定めた認定基準がありますので、お子さんの病名が小児慢性特定疾病の対象であるかどうか、認定基準を満たすかどうかは、主治医の先生にご確認ください。

	疾患群名	含まれる疾患例
1	悪性新生物	白血病、脳腫瘍、神経膠腫など
2	慢性腎疾患	ネフローゼ症候群、慢性腎炎など
3	慢性呼吸器疾患	気管支喘息、気道狭窄など
4	慢性心疾患	心室中隔欠損症、大動脈弁狭窄症など
5	内分泌疾患	甲状腺機能亢進症、思春期早発症など
6	膠原病	全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎など
7	糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病など
8	先天性代謝異常	ミトコンドリア病、糖原病など
9	血液疾患	先天性血液凝固因子異常など
10	免疫疾患	複合免疫不全症など
11	神経・筋疾患	多発性硬化症、重症筋無力症など
12	慢性消化器疾患	先天性胆道拡張症、潰瘍性大腸炎など
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	ダウン症候群、18トリソミー症候群など
14	皮膚疾患群	レックリングハウゼン病など
15	骨系統疾患	胸郭不全症候群など
16	脈管系疾患	巨大静脈奇形、巨大動静脈奇形など

「小児慢性特定疾病情報センター」・「兵庫県」のホームページにも案内を掲載していますので参考にしてください。申請方法・申請書類等については、淡路県民局 洲本健康福祉事務所 地域保健課へお問い合わせください。

産前産後期間の国民健康保険税・国民年金保険料免除

問 保険医療課 国保年金係 ☎24-7637

出産前後の一定期間の国民健康保険税・国民年金保険料が免除される制度です。
国民年金については免除された期間も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(以下「産前産後期間」)の国民健康保険税・国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。

(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶をされた方を含みます。)

対象者

「国民健康保険被保険者」で出産日が令和5年11月1日以降の方

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出をしてください。

〈乳幼児・こども・母子家庭等・重度障害者医療費〉 あとで医療費が支給されるとき

1	兵庫県外の医療機関等で受診したとき
2	「高齢受給者証」をお持ちの方で、医療機関等で提示をしないで受診したとき
3	洲本市外国保に加入しており、高額な医療費がかかった際に医療機関等で「限度額適用認定証」等の提示をしないで受診したとき
4	やむを得ない理由で「福祉医療費受給者証」を提示しないで受診したとき
5	やむを得ない理由で「健康保険証」を提示しないで受診したとき 先に加入している健康保険で「療養費」の申請をしてください。
6	医師の指示で治療用装具(コルセット等)を作成したとき 先に加入している健康保険で「療養費」の申請をしてください。
7	はり・きゅう・あんま・マッサージの保険適用の施術を受けたとき 先に加入している健康保険で「療養費」の申請をしてください。
8	高齢期移行受給者で1か月の自己負担合計額が負担限度額を超えたとき
9	連続して3か月を超える入院をし、一部負担金を支払ったとき (重度障害者・高齢重度障害者・母子家庭等) ※上記において申請時点で時効成立しているものは除きます。
10	他の公費の受給者が、医療機関等で自己負担額を支払ったとき (自立支援医療の精神通院を除く)

申請窓口

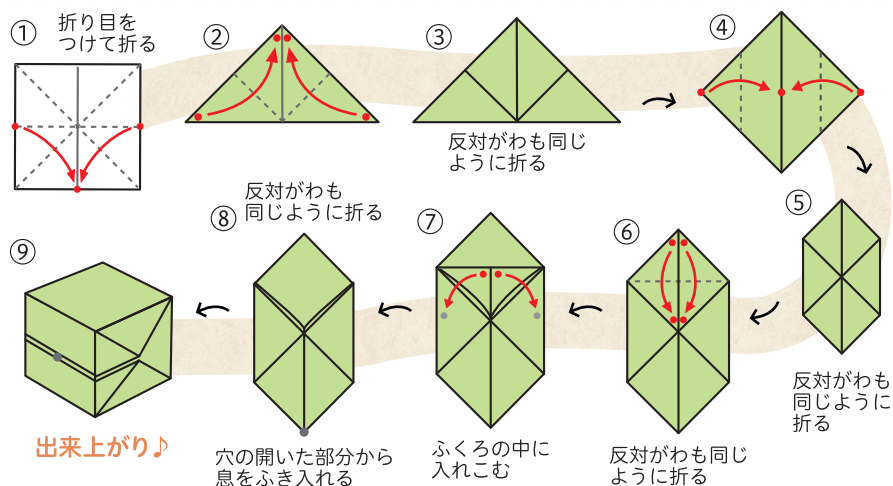
●保険医療課医療係 ●窓口サービス課(五色庁舎) ●由良支所

申請に必要なもの

- 健康保険証(70歳から74歳の方は健康保険証と高齢受給者証)
- 医療費受給者証 ●預金通帳(ゆうちょ銀行可)など振込先の口座がわかるもの
- 医療機関の領収書(受診者の氏名・医療点数等の明記されたもの)
- 医療費が高額になり、加入している健康保険から高額療養費や附加給付の支給があったときは、高額療養費等の「支給決定通知書」
- 治療用装具の作成など「療養費の申請」をされた方は、「療養費支給決定通知書」及び医師の意見書・装着証明書の写し

おり紙であそぼう

★紙風船にチャレンジ





相談したいとき



相談内容・支援機関	概要	連絡先	
発達支援相談	お子さんの発達に少しでも疑問を持ったり、関わり方に悩んだら、まずはお気軽にご相談ください。	健康増進課	22-3337
児童サポートセンター「わたぼうし」	心身に障害のある乳幼児および学齢児（小学校または特別支援学校の小学部に就学している児童）を対象に、保護者とともに通園することを基本とし、機能回復訓練および保育等を行うことを目的として設置しています。	わたぼうし	32-1400
兵庫県立こども発達支援センター	医師・心理士・言語聴覚士・作業療法士・保育士・看護師・保健師が関わって、診断・診療と療育を行います。原則として市またはかかりつけの医療機関を通じての予約制となります。	兵庫県立こども発達支援センター（明石市）	078-949-0902
ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」	発達障害の人達の支援窓口の拠点として、生涯にわたる支援システムの構築をめざします。	社会福祉法人あかりの家（高砂市）	079-254-3601
こころの相談	妊娠・出産をきっかけに、不安が強くなる、子どもがかわいいと思えない、思い描いていた育児ができなくて辛い等、育児に対するしんどさが続いていますか？心理士に話をすることで自分のしんどさが整理できることもあります。一人で悩みを抱えず、気軽にご相談ください。	健康増進課	22-3337
洲本市障害者基幹相談支援センター	障害のある方やその家族からの相談に対応し、関係機関と連携して支援します。個別のケースだけでなく地域全体における相談支援の総合的な窓口です。	洲本市障害者基幹相談支援センター（福祉課内）	22-3332

相談内容・支援機関	概要	連絡先	
発達障害者ペアレントメンター	ペアレントメンターとは、発達障害のある子を育てた経験のある先輩保護者です。発達障害のある子を育てた経験を活かし、現在、子育てされている保護者の悩みや不安に共感しながら話をお聴きします。	福祉課	22-3332
洲本市立青少年センター	学校生活の中で悩んでいることはありませんか？子育てのうえでの不安はありませんか？子ども達の指導をする中で悩みはありませんか？それぞれの悩みについて一緒に考えましょう。	教育委員会学校教育課または洲本市立青少年センター	22-6266 22-4547
教育支援教室「ぴゅーばる」	洲本市内の小学校、中学校の児童生徒で学校に行きたくても行きにくい子が、小学校・中学校のかわりに通う教室です。家庭と学校の中間の場として「心の居場所」づくりを行っています。洲本・五色の2カ所に開室しています。	教育委員会学校教育課または洲本市立青少年センター	22-6266 22-4547
兵庫県女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）	ひとりで悩んでいませんか？「配偶者暴力相談支援センター」は配偶者からの暴力に関する相談を行っています。自分だけの力ではどうしても解決の糸口が見出せなかったり、誰に相談して良いかわからないときなど、ひとりで悩まずに気軽にお電話ください。	兵庫県女性家庭センター	078-732-7700
子どもへの虐待	育児はなかなか親の思いどおりにならないものです。イライラや不安のせいで、ついつい大声で怒鳴ったりしてしまうこともあります。そんなことが繰り返され虐待につながってしまうこともあるのです。子どもの心身を傷つけ、健やかな成長を損なってしまう前に、相談してください。	洲本市こども家庭センター	22-1333
		兵庫県中央こども家庭センター洲本分室（児童相談所）	26-2075
		児童虐待防止24時間ホットライン	078-921-9119
		児童相談所全国共通ダイヤル	189

ひょうご子育て応援の店

兵庫県では、店舗等の協賛により、子育て世帯を対象に料金の割引や各種サービスなどを行う「ひょうご子育て応援の店」を展開しています。

会員登録をすると、協賛店舗で各種サービスが受けられるパスポートが発行されます。
全国(47都道府県)での相互利用も可能です。
目印はこのステッカー



会員パスポート登録のしかた

apply@hyogo-kosodate.jp に空メールを送信してください。
返信されるメールに記載のURLにアクセスし、登録へとおすすみください。
※携帯をお持ちでない方、さらに詳しい登録方法は、下記ホームページをご覧ください。

パスポートの登録/協賛店舗の検索/サービス内容の確認は
「ひょうご子育て応援の店」ホームページまで



Facebook

Facebook「なのはくらぶ」では子育てに関するお知らせやおすすめ情報などを発信しているよ♪
見てね(^o^)

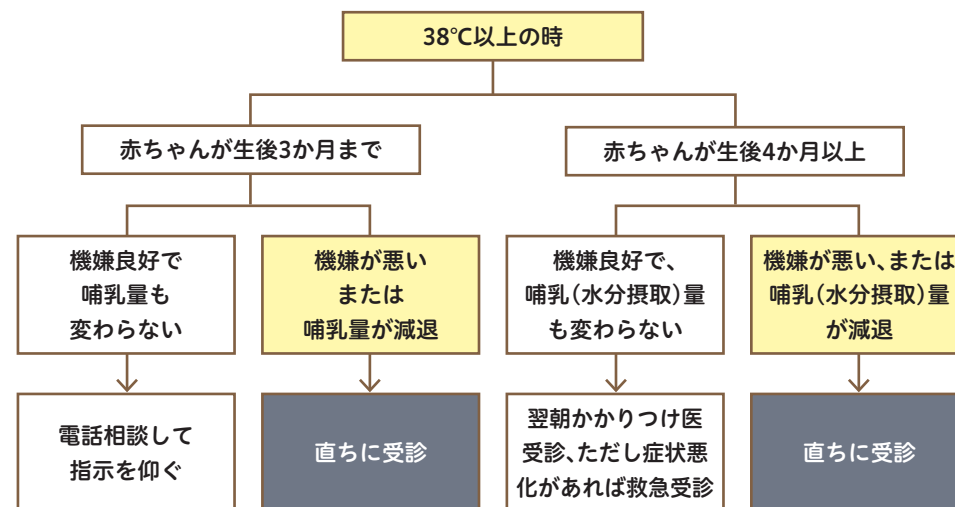


洲本市公式
マスコットキャラクター
なのは

あわてて病院に行く前に こどもの急病チェックシート

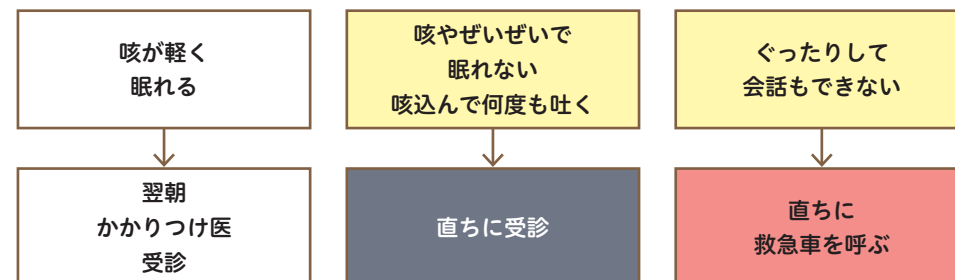
発熱

- 発熱が38℃未満の場合は発熱以外の症状で判断してください。
(他のチャートを参考にしてください)
- 水分補給、体を冷やすことが大事です。



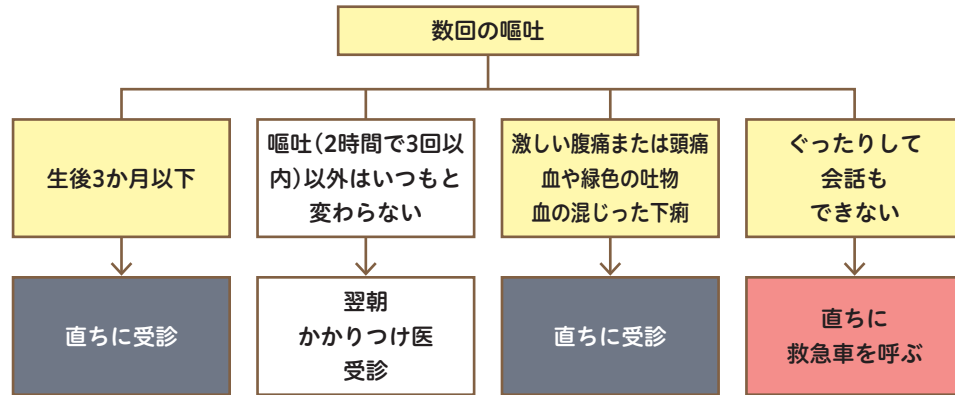
咳が出る

- 上体を高くして寝かせましょう。
- 水分補給を十分にしてください。



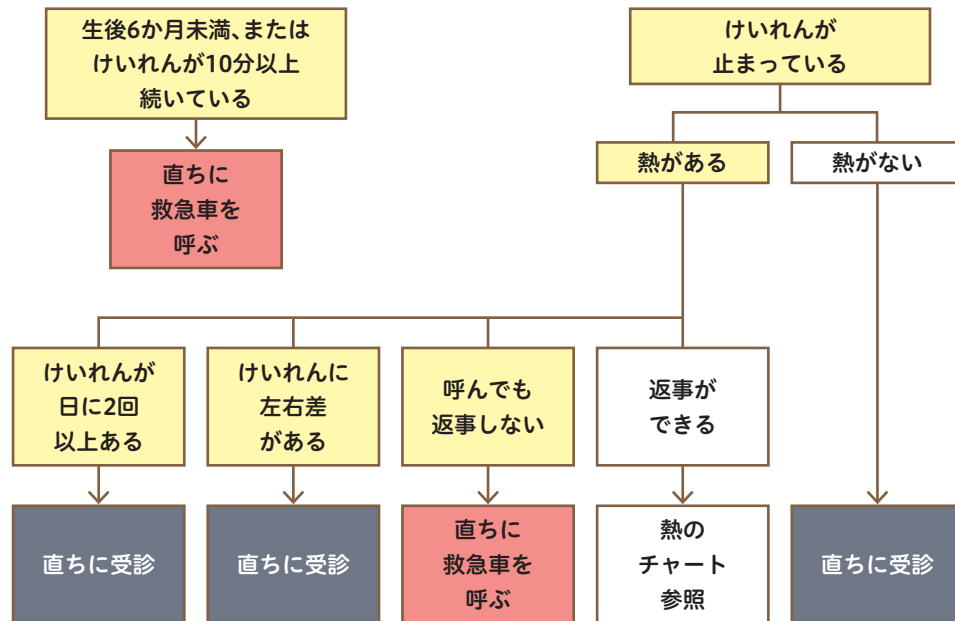
嘔吐

- 脱水症にならないように、少しずつこまめに水分補給をしましょう。



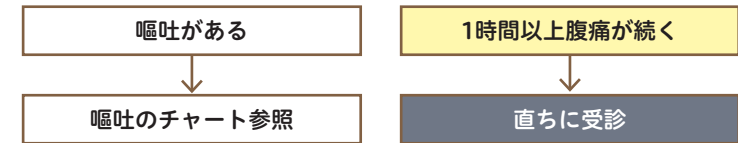
けいれん

- あわてないこと。命にかかわることはありません。
- 何もしない。口の中に指や箸を入れないでください。
- 楽な姿勢で体を横に向けて、衣服を緩めてください。



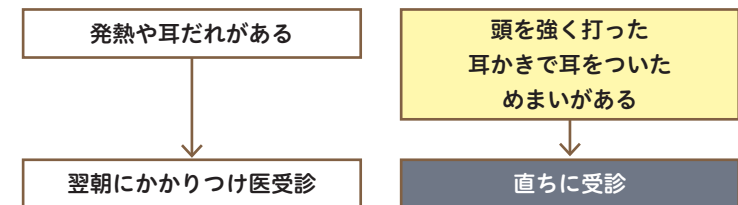
腹痛

- がまんできないような痛みなら、解熱剤(鎮痛剤)を使用して1時間ほど様子をみましょう。



耳痛

- がまんできないような痛みなら、解熱剤(鎮痛剤)を使用して1時間ほど様子をみましょう。



家庭での注意事項

解熱剤(座薬など)は、家庭に常備しておいてください。急な発熱以外にも、解熱剤は鎮痛作用がありますので、腹痛、頭痛、耳痛などの時にも使用して様子を見てください。
喘息のあるかたは、夜間発作時の対応をかかりつけ医と相談しておきましょう。

受診する前に何を話すかまとめておきましょう



伝えること

- どんな症状があるか？
- その症状はいつ頃から現れたか？
- いつどんな時に症状が出やすいか？

- 現在、服用中の薬があれば、具体的な名前と量
- 過去にかかった事のある大きな病気や、受けた事のある手術
- 本人が困っている事
- 家族が困っている事

休日・夜間の小児救急診療

洲本市応急診療所

洲本市港2番26号(洲本市健康福祉館(みなと元気館)内)

☎0799-24-6340

区分	受付時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
洲本市応急診療所 (内科) 24-6340	18時～21時30分 日・祝日のみ 9時～11時30分 13時～16時30分 18時～21時30分	○	○	○	○	○	○	○
日曜・祝日小児救急 (洲本市応急診療所内) 24-6340	9時～11時30分 13時～16時30分							○

小児夜間救急電話センター

☎0799-44-3799

毎日午後10時から翌朝6時までの小児救急は、小児科医が輪番で各自の診療所にて救急患者に対応しています。

※診療窓口受付時間は、午後10時から翌朝5時40分までとなります。

- 受診する際は、まず「小児夜間救急電話センター」へご連絡ください。
看護師が、すぐに診療が必要かどうか症状をお聞きして、当日の担当医療機関をご案内します。
- 受診する際には、次の点をご了承ください。
 - ・インフルエンザ、新型コロナウイルス等の迅速診断の検査は行いません。
 - ・頓服薬以外の薬は処方できません。
会計ができないため、5,000円の預かり金を徴収し、後日精算いたします。
 - ・中学生以下の内科疾患が対象です。

🌸 兵庫県子ども医療電話相談

こどもの急な病気・ケガなどでお悩みの方は、下記にお気軽にご相談ください。

月～土曜日:18時～翌朝8時/日曜日、祝日、年末年始:8時～翌朝8時

プッシュホン回線 #8000

ダイヤル回線、携帯電話、IP電話 ☎078-304-8899

🌸 こどもの救急

ONLINE-QQ 

子どもの安全を守るため

🌸 こどもあんしんネット

「こどもあんしんネット」は、園・学校と保護者を結ぶネットワークです。

普段は園・学校の専用ホームページから電子連絡帳として情報発信しています。

防犯・防災などの緊急のお知らせにも活用しています。



にアクセスしてください。

お問い合わせ先

「こどもあんしんネットサポートセンター」

E-mail:support@sumoto.aw-ansin.net

🌸 よい子ネット

「よい子ネット」は、保護者と保育園をつなぐ、安全・安心子育てネットワークツールです。

お知らせメールに登録すると、保育園の日々の更新情報やお知らせメール、兵庫県保育協会からののお知らせが届きます。

防犯・防災などの緊急のお知らせにも活用しています。



にアクセスしてください。

— 広 告 —

台所・浴室・洗面所、その他水まわりの福祉対応工事、オール電化、リフォーム等お気軽にご相談下さい。

お任せ下さい!

水まわりのトラブル

- 水道衛生工事
- 空調設備工事
- 配管工事
- 浄化槽設置
- 住宅設備機器

創業30年、機動力に自信あり!!

有限会社 松本住宅設備

TEL0799-84-0317

FAX0799-84-1696 淡路市生田田尻 28-1

<http://www.matsumoto-awaji.com/>

☎洲本市の市外局番は 0799 です

洲本市 子育てハンドブック

63



洲本市

子育て ハンドブック

令和6年9月1日発行

発行

洲本市／株式会社サイネックス



洲本市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 徳島支店

〒770-0813 徳島県徳島市中常三島町1-32

TEL.088-623-0530

※掲載している広告は、令和6年8月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することとはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。